

平成18年第1回定例会

斑鳩町議会会議録

平成18年3月7日

午前9時00分 開議

於 斑鳩町議会議場

1, 出席議員 (14名)

1番	嶋田善行	2番	松田正
3番	飯高昭二	6番	浅井正八
7番	小野隆雄	8番	坂口徹
9番	浦野圭司	10番	吉川勝義
11番	三木誓士	12番	木田守彦
13番	木澤正男	14番	里川宜志子
15番	中西和夫	16番	中川靖広

1, 欠席議員 (0名)

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長	浦口隆	係長	猪川恭弘
--------	-----	----	------

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	小城利重	助役	芳村是
収入役	中野秀樹	教育長	栗本裕美
総務部長	植村哲男	総務課長	西本喜一
総務課参事	吉田昌敬	企画財政課長	藤原伸宏
企画財政課参事	野口英治	税務課長	植嶋滋継
住民生活部長	中井克巳	福祉課長	西川肇
健康推進課長	清水孝悦	環境対策課長	清水建也
都市建設部長	藤本宗司	建設課長	堤和雄

観光産業課長	今西弘至	都市整備課長	藤川岳志
都市整備課参事	西田哲也	教委総務課長	野崎一也
生涯学習課長	阪野輝男	上下水道部長	池田善紀
上水道課長	水田美文	下水道課長	谷口裕司

1, 議事日程

日程 1. 一般質問

〔1〕 9番 浦野議員

1、少子化対策について

- ・前定例会の一般質問での回答内容で本当に少子化がくい止められるのかが不安です。より具体的な対策を問う。

2、公営住宅に障がい者が優先的に入居できる対策について

- ・障害者自立支援法の中には、住宅入居への支援も含まれている中、公営住宅への入居を優先的に支援していくことで、福祉の向上につながると思うが、これへの将来的な展望について問う。

3、都市計画法での用途地域等の見直しする内容について

- ・用途地域の見直しで、将来展望ある見直しはあるのですか。市街化区域・市街化調整区域の再編成、また高さ制限の見直しや建ぺい率、容積率の見直し、風致地区の見直し等、まちづくりの基本となる制限内容の改正について問う。

4、自治会集会所の未整備地域への整備支援対策について

- ・コミュニティの原点は、自治会であるとの観点から、自治会活動の拠点は、集会所の整備が最も重要です。なんとしても、未整備地区への対策をより重要課題として、取組む必要があるが、これへの考え方を問う。

〔2〕 7番 小野議員

1、平成17年度定期監査結果報告書について

- ・「報告に添える意見」の内容への認識と対応を問う。

2、財政援助団体等監査結果報告書について

- ・「改善乃至は検討を求めたい事項」への認識と対応を問う。

- ・「むすび」の内容への認識と対応を問う。

〔3〕 8番 坂口議員

- 1、町立図書館について
 - ・祝日の図書館閉館について。
- 2、児童生徒の学力低下について
 - ・町の対応について。
 - ・大学生の授業補助について。
- 3、情報セキュリティについて
 - ・町の持つ情報の流出防止策について。

〔4〕 3番 飯高議員

- 1、AED（自動体外式除細動器）について
 - ・AEDの設置場所について。
 - ・AEDの救命講習及び周知について。
- 2、学校安全体制の整備について
 - ・スクールガード（学校安全ボランティア）について。
 - ・スクールガード・リーダー（地域学校安全指導員）について。
- 3、高齢者を支える地域ネットワークについて
 - ・高齢者虐待防止法について。
 - ・地域ネットワークについて。

〔5〕 1番 嶋田議員

- 1、安全と安心の町づくり
 - ・予算にどのように反映されているか。
- 2、通学路
 - ・予算にどのように反映されているか。
- 3、指定管理者制度
 - ・単独指定について。

〔6〕 2番 松田議員

- 1、新聞投書等にみる世論の動向と施策の実行
人は1人では生きられない。地域の人々と心を触れ合いながら生きることが
できる希望のもてる社会の構築こそ政治の責任ではないか。

2、ごみの減量化と再資源化

- ・「ふろしき」の有効利用で、ごみ減量化につなげる運動を提唱してはと思うが、どうか。

〔7〕 11番 三木議員

1、入札制度について

- ・市民オンブズマンの「談合疑惑」と「談合損害」について。
- ・当町の落札率について。

2、小学校等登下校時のその後の体制について

- ・小学校のその後の下校時の体制。
- ・安全マップ。
- ・滋賀県2園児の事件。
幼稚園・保育所の対応。

3、無料法律相談について

- ・法律相談内容の充実。
- ・相談日の拡充。

4、斑鳩町財政健全化検討住民会議について

- ・住民会議と議会の関わり。

〔8〕 12番 木田議員

1、社会福祉協議会の会員制について

- ・平成18年2月5日の幸前自治会の当日に社協の辻局長が、日曜日にもかかわらず、出前講座に来られた際に会員制度の話がありました。その時、話された自治会で会員と会費をまとめて頂いたら、その半額を自治会にバックするとの話がありました。一般会員の申込み1口5000円については、振込費用100円と郵送料金50円がかかるので多くの会員さんの入会を、との話がありました。以上の件について、
 - ・いつ、誰がこれを決められたのか？
 - ・自治会へのバックについて問題は無いのか？
 - ・広報等において、町民に周知をされたのか？について聞かせて頂きたい。

2、道路に布設されている鉄板について

- ・斑鳩町高安地区の（株）太平化学産業奈良工場の外周に布設されている、厚さ20・、長さ3.065m、幅1.54mの26枚の鉄板の所有者と何年も布設されている理由と道路が誰の所有なのかについて聞かせて頂きたい。

3、昨年の一般質問の歩道の管理補修について問う。

- ・法隆寺国際高校の周辺歩道の状況に対して、町の対応の進捗についての内容と方法について問う。それらと関連する歩道の高安の古池の西側歩道上に、卵大の穴が深さ30・位があるのを、今朝の犬の散歩で発見したので、早急なる改善を要望する。

[9] 13番 木澤議員

1、学校評議員制度について

- ・制度導入の目的と、どのような効果が期待できると考えているか？

2、軽度発達障害支援について

- ・国から示された「特別支援教育」を受けて、今後どのように対応していこうと考えているか？

3、少人数学級について

- ・来年度の学級編成は？

- ・義務教育国庫負担削減によって当町はどのような影響を受けているか？

- ・市町村の裁量で学級編成を組める流れが強くなっているが、今後30人学級、35人学級についてどのように考えているか？

4、アスベスト問題について

- ・県や関連企業とも連携し、検診等、長い取組みが求められるが、町で今後どのような対策を考えているか？

5、青年の雇用問題について

- ・国が新たに予算を組んだが、町としても国や県と連携し、活用できる施策の検討をどのように考えているか？

[10] 14番 里川議員

1、要介護認定者への障害者控除証明書について

H14.8.厚生労働省通知

- ・平成15年3月議会で一般質問をしたが、現在まで取組む姿勢がないのは非常に問題である。なぜ、取組めないのか。

2、介護保険について

- ・保険料設定の問題点。
- ・保険料徴収の問題点。
- ・サービス利用が現行通りできない人の見通し。

3、障害者自立支援法による大きく変わる制度について

応能から応益へと変わる問題

- ・訓練等給付にあるグループホームの考え方について。
- ・地域生活支援事業にかかる現行と今後のサービスについて。
- ・利用計画の作成
「相談支援事業者制度」の対応について。
- ・障害程度区分は現在の利用者に制限を加える心配はないか。
- ・養護学校等の卒業となる方への対応。

4、財政健全化検討住民会議について

- ・この会議が開かれている間、行政改革推進委員会はどうなってるのですか。
- ・財政健全化計画はどうなるのか。

1、本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

(午前9時00分 開議)

○議長(中西和夫君) おはようございます。

ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しています。これより本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は一般質問であります。あらかじめ定められた順序に従い質問をお受けいたします。

初めに、9番、浦野議員の一般質問をお受けいたします。9番、浦野議員。

○9番(浦野圭司君) それでは、議長のお許しを得ましたので、私の方から一般質問入らせていただきます。

まず初めに、少子化対策についてであります。

前定例会でも質問をいたしましたけれども、究極の少子化対策は、地方から若者が流出しないようこれを食い止めることが最も重要であるとの観点から、再質問いたします

日本人の人口は、先日報道でもありましたように、いよいよ減少に転じ、一方高齢化社会もますます顕著になっていく。こういった中、地方の行政も、この点を最重要課題として取り上げ、本気で対策を講じなければならないことは、申すまでもないことでもあります。

前回の質問に対する回答は、要約すれば、1つに、少子化の最大の要因である非婚化晩婚化への対策として、生涯学習の支援、学校教育の充実、2つ目に結婚のチャンスづくりのための交流の場の提供、3つ目に地域全体での子育て協力体制の取り組みの3点が挙げられていたように思います。私は、これで本当に若者の流出が食い止められるのか不安です。もっと的を射た対策として、少しヒントを申し上げますので、これへの対策に対する考え方を述べていただきたいと思います。

1つ目は、仕事と育児が両立出来る環境の整備、それと育児の経済的な支援であります。また、男性が出産後育児休暇をとるよう奨励されているのか、この点についてまずお聞かせください。

○議長(中西和夫君) 芳村助役。

○助役(芳村 是君) 議員からの1番目の質問に対してお答えをいたします。

仕事と育児が両立できる環境の整備といたしましては、保育園での通常保育、いわゆる通常8時30分から5時まででございます。そのほか、本町といたしましては、県下

で一番保育時間を長くし、早朝7時30分から夜8時までお子さんを預かっておるのが状況でございます。延長保育や、仕事や疾病等で緊急・一時的にお子さんをお預かりする一時的保育のほか、0歳児保育や障害児保育等にも取り組んでおるのが現状でございます。

そのほか、児童養護施設いかるが園で保護者が仕事や疾病で一時的に児童をお預かりするショートステイ・トワイライトステイ事業、多様な保育ニーズに対応するため市町村の枠を超えて保育サービスを受けることが出来る広域保育事業、放課後家庭において保護を受けることが出来ない児童の保育を行う学童保育事業につきましても、平日は放課後から午後6時半まで保育延長いたしまして、土曜日も開室してお子さんをお預かりしている状況でございます。

育児の経済的な支援といたしましては、現在小学3年生修了までの児童を養育している保護者に支給される児童手当、離婚や死別などで父と生計を同じくしていない児童を養育している母親に支給される児童扶養手当、中程度以上の障害を持つ児童を養育している保護者に支給される特別児童扶養手当等の給付や乳幼児医療費助成、母子家庭への医療費助成等の助成、母子寡婦福祉資金、生活福祉資金の貸し付け等がございます。

また、男性の出産後育児休暇につきましても、子育てに父親が積極的にかかわることは、母親にとってはもとより、子どもの安定した発達にもよい影響を与えると考えております。また、父親自身の生き方の幅を広げることにもつながりますが、育児休業取得率は、女性73.1%、男性0.44%、また育児休業取得者の男女別割合は、女性97.1%、男性2.9%というように、男性の育児休業取得率は極めて低いのが現状でございます。これは、厚生労働省が、女性雇用管理基本調査を平成15年度に行いました。その結果でございます。

その背景といたしましては、職場で男性が育児休暇をとりにくい雰囲気があること、育児期に当たる30代の男性は働き盛りとされ労働時間が非常に長くなっていること、子育ては母親の仕事という性別役割分担意識があることなど、様々な要因が考えられます。

町といたしましては、広報いかるがに育児・介護休業法、性別役割分担意識、仕事と家庭等の両立などにつきまして啓発記事を記載したり、いかるがホールや中央公民館においてジェンダーに関する啓発パネルを展示するなど、男性の育児参加促進のための啓発を行うほか、この2月には、平成18年度、平成19年度入札参加資格審査申請の際

に、事業所における男女共同参画推進状況に関するアンケート調査を依頼し、多くの事業所の方にご協力をいただきました。アンケートには、育児休業制度の男女別利用実績についての設問も設けておまして、事業者に対する男性の育児休業取得促進の啓発にもつながったのではないかと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（中西和夫君） 9番、浦野議員。

○9番（浦野圭司君） 今、回答でもありましたように、学童保育事業での午後6時半までの延長は、非常に役に立っているように認識しております。経済的な支援では、子ども2人目までは1人当たり、これは小学校3年生修了までですけれども、月5,000円の支援、また3人目からは1万円の支援を現行されて、今までは小学校3年修了までであったのが、この4月からは6年修了まで適用範囲をふやし、対象者の親の年収制限も幅広く対応されるということも聞いております。

ただ、男性の出産後の育児休暇への取り組みは、まだ漠然としている感がありましてこれが案外子育てのキーポイントであるように思います。役場の職場が率先してこれへの取り組む姿勢をとっていただきたいと考えます。

次の質問に入ります。

2つ目は、効率、採算だけを追求していく立身出世型の人生モデルを改め、子どもを産む世帯が育児環境のよい地方に暮らすことの幸福感、人生観を再確認させる政策はありますか。

○議長（中西和夫君） 芳村助役。

○助役（芳村 是君） ただいまの質問にお答えいたします。

効率、採算だけを追求した結果、東京などの大都市に人や物の一極集中化現象が起こり、片や地方では過疎化が進み、急激な高齢化の進行により村が荒廃するといういびつな社会構造が日本の中に起こっておるところでございます。

人間関係が希薄な都会では、身近なところに仲間や話し合い手がないため育児に不安と戸惑い抱え、孤独の中で子育てを行う密室保育の増加や保育園の待機児童の増加、自然が少なく子どもたちの遊び場も極端に少ない生活環境など、子どもをのびのび育てたいと考えている保護者には子育てしにくい環境となっておるところでございます。

それに対しまして、斑鳩町におきましては、恵まれた自然環境、長い歴史や文化、温かい人間関係があります。待機児童がない保育園や各種の子育て支援施策などの福祉

の充実や保健、福祉、教育の環境がバランスよく整ったこの町に住むことの幸福感を感じていただけるような広報紙、各種のパンフレット等を通して情報を発信してまいりたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（中西和夫君） 9番、浦野議員。

○9番（浦野圭司君） 3つ目の質問ですが、住みなれたところで家族と共に幸福な一生を送ろうと思う人たちをどれだけふやしていくか、これへの対策についてお聞かせください。

○議長（中西和夫君） 芳村助役。

○助役（芳村 是君） 今の3番目の質問に答えさせていただきます。

生まれ育った子どもたちが、高校卒業と同時に住みなれたふるさとを離れ都会に流出することは、少子化をとめることと同じく大切なことであり、子どもたちを都会へ流出させず、地域を支えていってくれる存在に変えていくことが大切であろうと、このように考えます。

町といたしましては、住民相互の結びつきと支え合いの中で、信頼と安心の地域コミュニティを支える様々な地域活動、消防団等の防火活動やスポーツ活動、清掃活動、公民館における文化活動や、行事では町民体育大会、成人式、愛と輝きの夢フェスタ、また祭事では、さくら祭り、秋祭り、観月祭、もみじ祭り、薪能等の開催への支援に努めると共に、後継者の育成と地域コミュニティの担い手づくりのために地域の子どもの積極的な参加を促進しておるところでございます。

地域とかかわり、地域の行事に参加することにより、次代の親となる子どもたちの心に、郷土に対する愛情と誇りが芽生え、さらに地域との深い人間関係が形成されることが町内への定住につながるものと考えているところでございます。

以上です。

○議長（中西和夫君） 9番、浦野議員。

○9番（浦野圭司君） 4つ目は、職場に女性をもっと配置することで、家庭をもっと大切にする職場の環境づくりに改善が出来るものですが、これへの取り組みについてお願いします。

○議長（中西和夫君） 芳村助役。

○助役（芳村 是君） 4点目の質問に答えさせていただきます。

女性の働き方は、一旦就職をしても、結婚、出産、育児などで退職し、子育てが終わった後にパートタイムなどで再就職する人が多くなるという特徴がございます。そのため、男性と比べますと女性の就業率は低く、また補助的な仕事に従事することが多くなっているところでございます。この背景には、女性が家事、育児を担うべきという性別役割分担意識や、女性は結婚、出産などで退職するという職場の慣行等があると考えられます。

そういうことから、男女雇用機会均等法、職場環境の改善、性別役割分担意識等に関する啓発記事を広報いかるがに記載いたしまして、ジェンダー意識や職場における慣行の改善に向けた啓発を行っているところでございます。

また、女性が働きやすい職場環境づくりを進めるため、先ほども申し上げましたように、「事業所における男女共同参画推進状況に関するアンケート調査」におきまして、女性に対する育成・教育など、仕事における機会の均等についてや、結婚、出産等での退職の慣行について設問を設けたり、職場に女性を配置することについての啓発につながったのではないかと、このように考えているところでございます。

以上です。

○議長（中西和夫君） 9番、浦野議員。

○9番（浦野圭司君） まとめてございますが、以上のことをまとめて申し上げまして、若者に対するまちの魅力づくり、これに対してどのようにお考えですか。

○議長（中西和夫君） 芳村助役。

○助役（芳村 是君） 5点目の質問にお答えさせていただきます。

一部地域で行われております若者の定住対策といたしまして、企業誘致等によります就業機会の創出や住宅供給による定住施策などは町単独では難しいところから、斑鳩町独自の魅力あるまちづくりといたしまして、法隆寺地域の仏教建築物が世界文化遺産に指定され、斑鳩のまち全体が持つ歴史的価値観が改めて内外から注目されている中でございます。次世代に誇れるまちづくりといたしまして、聖徳太子ゆかりの斑鳩のまちに住むことを誇りとし、和の精神を尊び、明るく豊かな郷土づくりを進める中で、福祉・健康、文化、生涯学習等の施設の整備を行うと共に、都市基盤の整備を図り、「歴史と文化が暮らしの中に息づく“新斑鳩の里”」づくりを目指し、あわせて斑鳩町次世代育成支援行動計画に基づき、現在実施しております各種の子育て支援事業の推進も図ってまいります。

行動計画における新規事業といたしまして、都市化の進展に伴う近隣との人間関係の希薄化から、子育てにつきましては、相談相手がいないため、孤独感を抱き、子育てへの不安を抱える保護者がふえている中で、乳幼児と親が気軽に集い、うち解けた雰囲気の中で語り合い、交流を図り、子育てサポーターによる育児相談などを行う場を提供することにより、子育ての不安感の軽減を図る「斑鳩町つどいの広場事業」を開始するほか各種の子育て支援サービスを総合的に網羅した「子育て情報ハンドブック」を作成し、サービスの普及と利用の促進にも努めてまいります。

これからも、住民、企業、関係機関と連携協力しながら、安心して楽しく子育てが出来るまちづくりを進めていくことが、これから子どもたちを産み育てようとする若者にも魅力ある、定住してみたいと思われるまちづくりにつながるのではないかと、このように考えておるところでございます。

以上です。

○議長（中西和夫君） 9番、浦野議員。

○9番（浦野圭司君） かなり具体的に答えていただきました。少子化対策、これは今後の斑鳩町の行く末の大きなターニングポイントになると思いますので、取り組みの方よろしく願いまして、2つ目の質問に入らせていただきます。

2つ目は、公営住宅を障害者に対して優先的に入居出来るよう支援はないのかということございまして、障害者自立支援法が昨年施行されました。また、斑鳩町も独自の障害者福祉計画を策定しまして歩み出しております。障害者福祉の直面する課題は、一口で言えば、地域で普通に暮らせるための基盤を整備することです。

また、障害者の福祉サービスの内容は、1つとして、施設サービスとしては、知的障害者更生施設、これは入所、通所、2つ目に、知的障害者授産施設、これも入所、通所及び通勤寮です。2つ目に、在宅サービスとしては、その1つにホームヘルプサービスその2つにデイサービス、またショートステイ、グループホームなどがあります。

先日、これ1月8日ですが、新聞報道でもありましたように、公営住宅法施行令が昨年末改正されまして、精神障害者と知的障害者が、2月から公営住宅で一人暮らしが出来ることになりました。これによりまして、厚生労働省と国土交通省も連名で全国の自治体に通知を出し、障害者の入居に特別の配慮を求めています。公営住宅は、今まで原則として単身での入居は認められておりませんでした。ただし、例外は、高齢者と身体障害者に限定されておりました。このため、精神障害者と知的障害者団体が、単身でも

入居出来るよう国交省に法改正を求め、これが受け入れられたという結果です。

障害者自立支援法の中でも、住宅入居への支援が含まれておりまして、具体的には、保証人がいないなどの理由で一般住宅への入居が難しい精神あるいは知的障害者に対し家主との契約手続など入居の支援、また入居後の夜間などの緊急対応が必要な場合に適切な処置をする24時間支援、また生活上の問題に応じて関係機関から必要な支援を受けられるようサポートする体制の整備などが考えられています。

こういった中、斑鳩町の公営住宅のこれへの対応は考えられておりますか。これらの対応を具体的に要望されておられます住民が多々おられまして、行政としてこれに満足する答えをお聞きしたいのです。

町長の施政方針演説の中でも、次のように申されました。「ハンディキャップを持つ人の地域における自立した生活を支援する体制をより強固なものとするため、施設・事業体系の再編、利用者負担の見直し、地域生活支援事業の創設など新たな障害保健福祉体系の構築をし、誰もが住みなれた地域、あるいは家庭で安心して助け合いながら暮らせるまちづくりを進めるため、サービスの向上に努める」とおっしゃいました。美辞麗句を並べていただくだけでなく、具体的な一つ一つの取り組みとして今後考えていっていただけないでしょうか。

また、町長は、福祉は後退させないと常におっしゃっておられます。答えは出来るだけ具体的に、またそれが近い将来実現可能なものならその時期はいつなのか、これについてもお聞かせください。

○議長（中西和夫君） 藤本都市建設部長。

○都市建設部長（藤本宗司君） 公営住宅に障害者が優先的に入居できる対策ということでございます。

障害者自立支援法の制定に伴いまして、その法の趣旨に基づきまして、公営住宅においても自立を支援するため、公営住宅法の施行令が改正されました。入居資格の中で、単身入居が可能な障害者の方の範囲が、身体障害者だけではなくて、精神障害者、知的障害者まで範囲が拡大されたことに伴いまして、町営住宅条例の関連部分につきましても、今議会におきまして一部改正をお願いをしているところでございます。

質問者がお尋ねの公営住宅の障害者に対しての優先入居につきましては、町営住宅のグループホーム等への活用という面から考えますと、町営住宅の本来の目的とは異なる使用形態となるために、国土交通大臣の承認を受ける必要もございまして、承認基準を

クリアしていく必要がございます。

また、質問者もおっしゃっていただいておりますように、入居者に対する支援体制の整備確立、そして公営住宅の本来の入居対象者であります低額所得者への住宅供給に支障が生じないかどうかということを見極めていかなければならない、このように考えています。当町の実態に沿った判断をしていく必要があるのではないかなど、このように考えているところでございます。

○議長（中西和夫君） 9番、浦野議員。

○9番（浦野圭司君） 先ほども申し上げましたように、障害者自立支援法の中には、住宅入居への支援、このことも含まれておりますので、今後ともこの点の取り組みを早急に具体化していただきますよう切望いたしまして、次の質問に入らせていただきます。

3つ目としまして、都市計画法での用途地域の見直しについてであります。

間もなく見直しの時期がやってくるんじゃないかと思いますが、具体的な改正ポイントはあるのでしょうか。

当町は、法隆寺を中心とした世界文化遺産があるまちとして良好な風致景観を維持しながら、都市的な市街地づくりも行っていかなければならないと考えます。法隆寺周辺においては、風致地区条例や用途による制限などにより風致景観の保全に努められていると思いますが、斑鳩町はほとんど高さ制限がかけられていたり、国道沿道などにおいては、建ぺい率、容積率など土地利用について厳しい制限のある用途などが設定されていることによって土地の有効活用が図りにくくなっているところや、また現状の土地利用の状況を見ると、店舗が立ち並び少し違う用途にしてもよいようなところも見受けられます。

私は、現在の斑鳩町は、低層住宅ばかりを誘導するような都市計画になっているのではないかと思いますので、もう少し保存する区域、それと規制緩和をする区域のメリハリをつけたまちづくりを目指して、今回の線引きや用途地域の見直しを行っていただきたいと考えます。

そこで、斑鳩町として、町の将来像を、どういうまちづくりを考え都市計画の見直しを行っていくとしているのか、考え方を聞かせてください。

○議長（中西和夫君） 藤本都市建設部長。

○都市建設部長（藤本宗司君） 用途地域の見直しに関するご質問でございます。

市街化区域と市街化調整区域との区域区分を一般に線引きと、こう申しましておるわ

けですけれども、次回の線引き及び用途地域などの都市計画の見直しにつきましては、平成20年ごろということで今現在予定されているところでございます。

町の都市計画マスタープランにおきましては、質問者もおっしゃっていますように、法隆寺周辺地区など伝統的住宅地は、周辺の町並み景観と調和した低層住宅の誘導を図ることにいたしております。また、一般市街地住宅地に関しましても、斑鳩らしい住宅地の形成を目指し、低層もしくは中層の住居への誘導を図ることといたしております。建築物の高さに関しましても、現在高度地区や用途地域のほか、奈良県の風致地区条例に基づき規制も行っているところでございます。

都市計画の見直しに係ります作業につきましては、現在県におきまして、人口規模や土地利用の状況など都市の現状を把握するため、平成16年度に実施いたしました都市計画の基礎調査のデータ解析をもとに、都市計画の見直し方策の策定作業が行われているところでございます。そうしたことから、まだ町の方針の具体化はいたしておらないのが現状でございます。

都市計画の見直しに当たりましては、斑鳩町都市計画マスタープランとの整合を図りながら、美しい斑鳩の里として保存すべき区域、商業施設等を適切に立地誘導する区域など、現在の土地利用の状況の把握を行う中で、町の都市計画審議会のご意見を伺いながら市町村原案をまとめてまいりたいと、このように考えております。

○議長（中西和夫君） 9番、浦野議員。

○9番（浦野圭司君） 我が国全体的に人口が減少傾向にある、また斑鳩町独特の歴史的文化遺産を有するまちである、このことを常に考慮しながら将来性ある都市計画を策定していくことがまちづくりのポイントと考えます。住民の理解を仰ぎながらプランづくりをしていくのですが、町全体の調和を常に頭に描きながら行政としてのリーダーシップを発揮していただくことをお願いいたしまして、最後の質問に入らせていただきます。

4つ目としまして、自治会集会所未整備地区に対する対応についてでございます。

まちづくりの計画の中で、地域のコミュニティ活動の活性化を重点課題として、自治会活動の拠点となる集会所の整備が非常に重要と考えております。集会所未整備地区には、色んな理由があると思います。今まで整備されずに現在に至っている、これに対して質問いたします。

まず初めに、自治会集会所整備での行政の補助、あるいは支援体制は、現状どのようになっていますか。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 自治会集会所未整備の地区に対する対応についての、まず自治会集会所整備での行政の補助、支援は現状どのようになっておるかのご質問でございますが、本町といたしましても、地域住民のコミュニティ活動の拠点整備といたしまして、集会所整備が必要であることは認識いたしております。

このことから、公民館等施設整備費補助金交付規程の見直しを行い、斑鳩町地域集会所施設整備費補助金交付要綱といたしまして、平成11年4月1日より施行いたします。そうしたことで、地域のコミュニティ活動の拠点整備の充実を図ったところでございます。

補助制度の見直しを行った主な内容でございますが、新たに土地に対しても補助制度を設けることと共に、この要綱によりまして、土地の購入に対しましては上限1,500万円までの補助を行うと共に、建物の新築及び既存建物の購入に対しましては上限1,500万までの補助を行えるようにしたものでございます。

また、補助対象となる自治会につきましては、単一の自治会、または複数の自治会による集合体といたしておりますので、複数の自治会によって共同で設置することも可能といたしております。

○議長（中西和夫君） 9番、浦野議員。

○9番（浦野圭司君） 2つ目としまして、それでは、整備地区、あるいは未整備地区、その割合は現状どのようになっておりますか。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 整備地区と未整備地区の割合についてのご質問でございますが、各自治会が集会所として使用されている地元施設については、51の施設がございます。これらの施設の中には、連合を組織して利用されている自治会等があることから約6割の自治会が集会所としての施設を整備されており、地域コミュニティの活動拠点として利用されているところでございます。

○議長（中西和夫君） 9番、浦野議員。

○9番（浦野圭司君） ということは、約4割の自治会が未整備地区であるということです。現在、自治会集会所がないため、ほかの地区の集会所を借りたり、また公民館等を利用しているのが現状と思われれます。

それでは、3つ目に、未整備地区の、今現在未整備であるその理由についてどのよう

に把握されておられますか。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 未整備地区の未整備である理由についてのご質問でございますが、その理由といたしましては、町から集会所整備に対し2分の1の補助をさせていただくものの、残りにつきましては自治会負担となること、また維持管理についても自治会負担となることから自治会員の負担が大きいことなど、自治会内での意見がまとまらないこと、あるいは適当な土地がないこと等も整備に至っていない理由の一つではないかと考えております。

○議長（中西和夫君） 9番、浦野議員。

○9番（浦野圭司君） 未整備の理由につきましては、今ご回答いただきましたように、集会所の整備には、自治会の負担が大きいこと、また適当な場所と申しますか、土地が近くにないことなど、現場、現場で異なった色々な理由がありまして今日に至っていると思われまふ。これを何とか解決しようと、今日まで自治会の役員さん、また真剣に取り組んでこられました数々の方の苦勞話を聞かされる中、何とかもう一步踏み込んで全地域に集会所が整備出来るよう努力は惜しまないでほしいと思ひます。

私、現在自治会長でもありまして、私の地区には集会所はございません。いつも観光会館を使用させていただいたり、またたまには自宅を提供したりしております。自治会員のコミュニティを図っていく上で、集会所の必要性を痛切に感じております。

町長は、初日の施政方針の中でもコミュニティづくりの大切さを述べられまして、コミュニティの活性化にはあらゆる支援を図ると申されておりました。まち全体の未整備地区に対してより一層の支援を期待いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 以上で、9番、浦野議員の一般質問は終わりました。

続いて、7番、小野議員の一般質問をお受けいたします。7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） 議長の許可を得ましたので、通告の順に従ひまして質問していきまふ。

平成17年度定期監査結果報告書について、「報告に添える意見」の内容への認識と対応を問うとの質問ですが、私は今まで何回となく監査結果報告書についての認識と対応を問い、監査委員の貴重なご意見を的確に理解し、それを役立て、よりよい斑鳩町の構築に、行政の皆さんと議決機関の一員として協働してきております。

昨年も、3月議会で、「平成16年度定期監査結果報告書について『報告に添える意見』としての町内産業の支援について、その認識と対応を問う」と質問し、一定の答弁をいただきました。しかし、まことに失礼ですが、私は、「ただいまの答弁は、まさしく先ほどの議論にある、前例踏襲を基調とした答弁である。まことに残念です。監査委員さんは、町内事業者は今にも押しつぶされかねない状況下に置かれている。もはや小手先の対応ではとても立ち向かえる状態とは思えない。このように述べておられるんですね。これは、経営感覚というものです。また、定期監査の総括講評として、辰巳代表監査委員は口頭で、役所の仕事は決められたことが多い。仕事はマニュアルであり、そのとおりにしないといけない。本当は、なぜそうするのか、本質を理解する能力が必要と述べておられます。私は、この場で再度、その本質を理解した上での対応について、認識なり心構えを示していただきたいのですが、今、期待出来る答弁はまず無理だと、そのように思います」と、そのように述べております。

また、私がこの時、「前例踏襲を基調とした答弁」と皮肉的に述べているのは、この質問の前に、「平成17年度施政方針について 単独町制での安定した住民サービスを継続していくための『行政経営型システムを問う』」と質問し、「本町は単独町制で存続する方針を打ち出しておりますが、その道のりは大変厳しく、相当の覚悟を持って進んでいかなきゃならないものと認識しております。依然として混沌とした経済情勢や慢性化する財源不足など、行政の解決すべき問題はまさに多方面に及んでおり、単に住民ニーズの多様化、高度化、複雑化という言葉だけでは言いあらわせない状況になりつつございます。行政運営におけるこのような困難な局面において、真に住民の求めているサービスの提供を行うには、本町の行財政構造を、前例踏襲を基調とするこれまでの行政管理型のシステムから、経済性・効率性・効果をより重視した行政経営型システムに転換する必要があると強く感じております」、このように答弁をいただいておりますね。

これらの点を再確認した上で、私は再度質問していきたいと、そのように考えておりますので、答弁をしてあるからそれでもう終わりだというような考え方でおられることではいけないと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、最初に、平成17年度の「報告に添える意見」の中で、「年度中における資金不足により、基金から繰替運用が3年にもわたって続いており、繰替運用額も年々増大の一途を辿り、平成17年12月末では約7億3,000万円にも及んでいる。会

計年度末には全額戻入される見込みであるが、資金繰りが容易でない面が窺われる」。

このようなご意見ですが、それに対する認識と対応をお示しください。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 基金からの繰替運用についてでございますが、地方公共団体は、会計年度中に一時的に収支の不均衡を生じ、歳計現金が不足した場合に、その支払資金の不足を補うために資金の借入れを行うこととなります。この借入金を一時借入金と言いますが、この一時借入金の借入れに際しましては、予算総則に定めております一時借入金の最高額の範囲内で借入れなければならないものと定めております。

本町におきましては、借入れコストの縮減を図るため、一時借入金の借入れを金融機関から実施するのではなく、各基金条例の定めるところに従いまして、確実な繰り戻しの方法、期間及び利率を定めて、本町が管理している基金からの繰替運用で実施しているところでございます。

監査委員の意見で述べておられますように、町税や地方交付税の減少などにより、歳計現金の不足も大きくなり、繰替運用額も年々増大しております。幸いにして、本町では繰替運用が出来るだけの基金残高がありますものの、本来ならば金融機関から資金を調達し借入れをしなければならず、その借入利息が公債費の増嵩にも影響いたしてまいります。

そうしたことから、今後におきましても、各課における毎月の収支見込みを可能な限り厳正に見込むと共に、支払資金のより一層の平準化に努め、一時借入れの縮減に努めてまいりたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） 繰替運用が出来るだけの基金残高がありますというような答弁もいただいておりますが、17年度では3億6,000万、18年度予算では5億円余りの基金の取り崩しも余儀なくされておる状態でございます。このように基金残高の減少が顕著であることも念頭に置いて、より一層の的確な基金からの繰替運用を図られるようお願いし、次に、「土地開発公社が保有する売却予定地の可及的速やかな処分」ということでありますが、どのように受け止め、どのように対応しようとされているのか、また土地活用の資金化についての考え方をお示しください。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 土地開発公社の運営につきましては、運用資金を金融機関か

らの借り入れで賄っていることから、借入金を減らすことが第一と考えております。このため、長期保有地につきましては、町の財政事情を勘案する中で、平成17年4月に策定いたしました斑鳩町土地開発公社経営健全化計画に基づき、公社保有地の処分を進めているところでございます。

事業用地につきましては、早期に事業化を進めることにより出来るだけ早い時期での処分を、代替地といたしまして当分処分見込みのない保有地につきましては、一般競争入札での競売による処分を考えておりますが、処分価格と簿価との差が大きいため、一度に処分を進めますと、損失補てんをするための町の財政に影響を及ぼすことから、計画的に処分するようにいたしております。また、それ以外の土地につきましても、経営健全化計画により町に処分することで考えております。

具体的に申し上げますと、平成17年度には史跡中宮寺跡整備事業用地を簿価で処分いたしております。代替用地の処分につきましては、一般競争入札により、法隆寺北2丁目地内で2カ所、法隆寺南2丁目地内で1カ所の合計3カ所を入札いたしましたが、法隆寺北2丁目地内の1カ所と法隆寺南2丁目地内の合計2カ所を落札することが出来ました。また、東小学校への歩道橋の残置につきましては、経営健全化の観点から、町に簿価で処分いたしております。平成18年度には、今年度落札しなかった法隆寺北1丁目の保有地と龍田西8丁目地内保有地を一般競争入札に付していきたいと考えておるところでございます。

また、借入金の利息につきましても、出来るだけ低い利率で借り入れ出来るように努めているところでございます。

それと、遊休土地の活用ということでございますが、駐車場として活用も考えられるところでございますが、いずれ土地の処分をしていくことから、契約期間が短期間となり、整備に要する費用と比較いたしますと、駐車場経営は難しいと考えております。

このことから、地元自治会等により借り入れの申し出がありますれば、適切な管理をしていただけることを条件に無償で貸し出しをしております。また、工事等の資材置き場には、有料で貸し出しもしているところでございます。

ご意見をいただいておりますように、処分見込みのない代替用地につきましては、出来るだけ早期に処分していかなきゃならないと考えております。今後とも、斑鳩町土地開発公社経営健全化計画に基づきまして公社保有地の計画的な処分を着実に進めると共に、効率的な保有地管理に努めてまいりたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） 代替用地については、ほかにまだたくさんあると思います。一度に一般競争入札での処分を進めると、損失補てんをするための町の財政に悪影響を及ぼすことは理解出来るんですが、今の答弁では、18年度は2カ所の保有地、しかも1カ所は今年度落札しなかった保有地ということでは、可及的速やかな処分とはいささか認識しにくいのではないかと、そのようにも思いますが、その点についての見解をお示しください。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 当面処分見込みのない代替用地につきましては、斑鳩町土地開発公社経営健全化計画に基づきまして、平成20年度を目標に計画的に処分を進めているところでございます。経営健全化計画の策定期間は5年間でありまして、処分年次計画を策定するに当たりましては、町の財政状況を考慮すると共に、より処分見込みの少ない用地から処分することといたしました。

町では、現在、都市計画道路事業や法隆寺駅周辺整備事業等を進めております。これら事業において代替地を希望される方もおられますことから、公社保有地を代替用地として希望される場合には、本来の取得目的である代替地として処分してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、公社の経営健全化に積極的に取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解のほどをお願い申し上げます。

○議長（中西和夫君） 7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） 一般競争入札になじむ物件となじまない物件もあると思うんですよ、代替用地の中にはね。だから、その代替用地についても、しっかりとした見方を当てていただいて、計画でしておられるんだと思うんですが、その点もよろしく願い申し上げます。

次に、「報告に添える意見」の中で、中段にあります、「直ちに財政状態に著変を及ぼすものでもないが、例えば、広域一部事務組合や財政援助団体で行われている介護関係の福祉事業は、徐々に民間事業者との競合が激化しているようであり、このまま安閑としているわけにもいかず、抜本的な対策を検討する必要がある」、このようなご意見なんですが、私としては、今ここでお聞きしたいのは、広域一部事務組合全体の抜本的な対策の検討、それとそのことを広域一部事務組合を構成している団体の一つの斑鳩町

として、どのようにそのことについてかかわっていくのか、お示し願いたいと思います

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 一部事務組合についてのご質問でございますが、一部事務組合につきましては、市町村等の事務の一部を共同処理するために設立された組合で、特別地方公共団体でございます。

広域7町を構成団体とする、老人福祉施設三室園組合、王寺周辺広域休日応急診療施設組合、西和衛生試験センター組合、西和消防組合の4つの一部事務組合につきましては、各事務所等所在町の町長が管理者となり、その事務を各組合及び管理者所在の町の担当部局において執られているところでございます。

また、7町の連携を図るため、それぞれ7町の担当者や主管課長等の会議等を通して連絡調整を行っているところでございます。

このほか、7町の総合的かつ緊密な連携を図るため、7町の町長及び議会議長からなる王寺周辺広域圏協議会が設置されており、この協議会には、事務的な協議を行うため各町の担当部長からなります幹事会を設け、広域圏にかかわる様々な協議を行っているところでございます。

ただいま申し上げましたことは、広域圏、一部事務組合にかかわっての運営組織と協議のための組織になっております。したがって、広域圏、一部事務組合にかかわる事項につきましては、これらの中で協議が進められていることになりまして、各町からの要望、意見等については、まずこれらの事務担当者会議、幹事会等に諮られ、その協議の上、協議が整ったものについては各一部事務組合の議会にそれぞれ諮られていくこととなります。

定期監査におきまして、監査委員ご指摘の事項等につきましては、まず事務担当者等の会議、広域圏幹事会を通しまして申し上げ、ご協議をいただきたいと考えております。そういったことで、ただいま議員さんのご質問がございましたけれども、そのような方法で進みたいと考えておりますので、ご理解のほどをお願い申し上げたいと思います。

○議長（中西和夫君） 7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） 初日の一部事務組合の規約一部変更の議案審議の際にも私は申し上げたように、積極的に改革というんですかね、見直していただいて、財政的にも効果が出てくるように対応をお願いしておきたいと思います。

次に、中段の下の方にあります、「法令の規定に基づくもの、或いは町独自に事務事

業の必要上から設置した各種審議会や委員会等が多数存在するが、これらの運営の活性化・効率化への研究も、今後の財政状況の行方に少なからず影響をもたらす課題であろう」、このようにも監査委員さんはおっしゃっておりますが、以前から何回となく議会からも、色んな議員さんからも、審議会等の整理、統合等を提言されております。改めて、そのことへの認識と対応をお示してください。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） この件につきましては、初日の総括のご質問の中にも答弁をしまいたことではございますが、現在のところでの進捗状況に関しましての答弁とさせていただきます。

審議会等につきましては、それらの機能への町民の参画、その専門的な知識経験や幅広い意見等を町政に反映させることを目的として設置、活用しているところでございます。

しかしながら、監査委員から、報告書に添える意見書のとおり、今後の審議会等の運営につきましては、当町の財政状況の行方に少なからず影響をもたらす課題であることから、また委員の選出基準をより明確に透明性のあるものにするという観点から、その設置及び運営についての見直しに当たり、統一的な考え方を定めるため、現在検討しているところでございます。

審議会等の整理・統合についてでございますが、既に設置されている審議会等につきましては、既に所期の目的が達成されたもの、社会経済情勢の変化により必要性が著しく低下しているもの、今後の活動見込みがないもの、他の行政手法により代替が可能なものなどは廃止する方向で検討、また設置目的及び所掌事務が他の審議会等と類似または重複しているもの、行政改革の観点から統合が望ましいものなどは、統合する方向でそれぞれ検討しているところでございます。

また、審議会等を新設する場合、法律等の規定に基づき設置が必要な場合を除きまして、その必要性を十分検討し、所掌事務が他の審議会等と重複しないことや、所掌事務が臨時的なものであるときは、設置期間を明示することなどを検討しているところでございます。

以上が現在の状況でございます。

○議長（中西和夫君） 7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） 検討しているところでありますという言葉がね、確かに私も15

年間議会活動をさせていただいて、やっとその意味がわかってきたような感じがするんですが、住民にとっては、その検討しているところでということ、やはり純粹に受け止められておられるんですね。そのことで、私もここでひとつ突っ込んで、審議会等の整理・統合をいつまでに実施するのか、どのように具体的に、先ほどの質問者も具体的に答弁をということのある項目でされてたと思うんですが、余りにも具体的ではなかったように私自身は考えておりましたが、そのことはこの際お聞きしないということで、あえてお聞きしないということで、その点は理事者側の方もしっかりとその意味を考えていただきたい。

監査委員さんも、「今後の財政状況の行方に少なからず影響をもたらす課題である」と、このようにおっしゃっているんですね。今まさに財政改革を推進しようとしておられるんですから、私が今申し上げているとおりに早急に、それこそ可及的速やかに実施してもらいたい。そのことだけを今回は申し上げておいて、次の財政援助団体等監査結果報告書について、「改善乃至は検討を求めたい事項」、そして2番目として、「むすび」への認識と対応を問うと、2つ一緒に質問させていただきます。

今回の監査された財政援助団体、これは斑鳩町社会福祉協議会とのことでしたが、私は昨年6月議会で、社会福祉協議会の役員体制について質問いたしております。今回、定期監査結果報告の「むすび」でも、評議員会及び理事会の活性化についてふれられております。この理事会には、議会からも浅井議員が参加していただいている。また、傍聴席にも理事の方がおられると思いますが、このことについての町としての認識と対応をお示してください。

○議長（中西和夫君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 今、質問者も言われてますように、昨年の6月議会の一般質問でありまして、それにお答えをさせていただいておりますように、社会福祉協議会は、地域福祉推進の中核的機関といたしまして、地域福祉権利擁護事業や介護サービス事業の実施をはじめといたしまして、様々な役割が期待をされ、急速に事業規模は拡大をしている、このように認識をいたしております。こうした中で、社会福祉協議会の社会的責任は大きくなってきており、地域住民からの評価を常に意識し、事業を展開をしていく必要があると、このようにも認識をいたしております。

また、これからの地域福祉の推進は、様々な福祉活動を行います団体や地域住民と町行政が協働して進めていくことが強く求められているところでもございます。そのため

社会福祉協議会は、地域の様々な福祉活動を行いますボランティア団体や市民活動団体等との連携や支援をしながら、民間の立場からこうした協働を促進する大きな役割も持っており、地域におけますより高い調整能力も求められているところでございます。しかしながら、社会福祉協議会は、役職員等の人材や事業展開におきまして、行政との関係が強く、行政との区別がつかないため、こうした民間の立場からの協働や調整を推進する役割は担えないのではないかという指摘もございます。

一方で、介護サービスをはじめとします福祉サービスの経営につきましては、利用者がサービスを選択して、その対価によって事業運営を行うこととなりますことから、法人といたしましても主体性を持った事業経営を行っていく必要があると、このように認識をいたしております。

こうしたことを踏まえまして、社会福祉協議会自身が主体的な経営判断が出来、しかも地域にひらかれました組織体制を確立し、地域住民から公共性と民間性をあわせ持つ地域福祉を進める団体として信頼されることが強く求められております。そのためには事業に係ります意思決定や事業執行につきまして責任を負います理事会や、法人の重要な事項についての議決機関であります評議員会の活性化をはじめといたしまして、地域住民の参画や理解が得られる組織体制をつくっていくということが重要ではないかと、このように考えているところでございます。

○議長（中西和夫君） 7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） 昨年の6月議会でも同じような答弁をいただいております。もちろんそのことも、このように答弁したということで、理事者側の方も認識しておられると思うんですが、まだ6月議会ですので皆さんも記憶に新しいし、その中で、私は、今部長が答弁していただいたように、理事会と評議員会の方々にどうのこうのということとは申し上げるつもりは一切ございません。その運営について、まず監査委員さんは、事務執行に対しての不備を意見申し上げられた。

そして、その中で、私は6月議会の時に、役員理事の選出区分についてのことで1点質問しておりますが、この時は、私は行政からの1名という選出の仕方で、どのように協議されたのか、その協議内容をお示し願いたいと。ただ、その時部長は、「まことに申しわけございませんが、今私のところに、ちょっと手持ちのその経緯の形の分がございませんので、後ほど確認をさせていただきまして対応させていただきたいと思っておりますので、ご了承いただきたい」。私は、あえてそれは追及しておりません。といたしますの

は、行政の方から選出されております町長である小城利重氏が理事に参画するのはおかしいんじゃないか、このことを私は盛んに申し上げ、町長に色んな視点からのことで理事を辞職されてはどうですか、そこまで言っております。

今、監査委員さんは、それらのことも含めておっしゃっているんじゃないかな、私は初日の監査結果報告を受けながらそのように感じておりました。といいますのは、この後同僚議員も、事務局長の行動について何か質問される。名指しでされてます。これらのことについても、いささか、やはり町長が独立された法人の理事長をされることは好ましくない。そして、社会福祉法人監査指導要綱にも、適当でない、このように明言されているということについて、これはもう一度やはりこの斑鳩の町議会として私は指摘すべきだと、このように思って今回急遽質問という形をとらせていただきました。この点について、町長、率直なご意見をお聞かせください。

○議長（中西和夫君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 6月議会にも答弁をいたしましたように、今現時点で、生駒郡町村会の中ですべての方が社会福祉協議会の会長をされているということもございますしその経過をずっと研究しながら今後検討をしてまいりたいというご答弁を申し上げたと思えますけれども、色々と検討をします中では、今現在36の団体が行政の首長が会長を兼ねておられるということもございます。

これは、私は、小野議員のご指摘のように、町長が好ましくないとかそういう問題よりも、やっぱり社会福祉協議会そのものについての見識、認識というのか、そういうものは行政と社会福祉協議会とはつながっておると思えますし、そういうことを踏まえますと、以前にも三郷町でも民間から会長をされましたけれども、今現在は町長である秋田町長が会長をされてますということもございますし、流れを見ますと、奈良県の社会福祉協議会の会長も柿本知事でございますし、そういうことの連携を考えますと、行政と社会福祉協議会の関係等について、やはり連携を保っていくこと、またあるいはそういうことも考えますと、予算的なこともございますし、そこらを踏まえて十二分に検討をしていく必要はあると思えますけれども、今現時点では、生駒郡町村会とか色々と協議をする中でも、やっぱり町長が会長に就任をされているという経過を考えますと、今後とも、そういうことも検討をしながら、今現時点ではこのままで進んでいくんじゃないかなと思っております。

○議長（中西和夫君） 7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） 確かに、6月議会では町長はそのようにお答えになられて、私としては大変失礼な言い方もしております。その中で、今回監査委員さんがこのような発言をされているということについては、やはり議員の一人が町長にこういうことで考え直してはどうやと言うてるんじゃないかと、町の監査委員さんが、理事会、それから評議員会の活性化を、それを図るためには、まずそういう改革をしていくべきだ、私はそのように思うんです。その一つが、同僚議員がこの後で、明日ですか、質問される通告書を見て、私ははっとしているんですね。この事務局長は、元職員なんです。それから、常務理事、そして、年がかわってますから一昨年になるんですかね、ちょうど6月議会で色々議論した、選出区分云々の話をしている時にまさしく、どういう立場かどうかであるのか知りませんが、その事務局長と常務理事を兼務した方が、事もあろうに監事、この方について色々な交渉をしとるんですね。私はその事に気づいて、理事ですから、何をしてるんだということで、そういう公平さを欠くような選出団体への話はするなということで修正をさせた、そういう経緯があるんです。

そのこともありますし、町長、事務局長、これも、まあ言うてみたら、私も理事でありましたけど、はっきりとした理事会にもかかわっていなかったし、常務理事で来られるということについては、理事である私は一切かまうことないんですね、評議員会で決定する。後で同僚議員が質問されることに対して、どういう議論になるのか、私は大変楽しみにしとるんです。

そして、まだ情報として聞いただけで確認はしておりません。これは、国会での、確認もしないのに言うのはガセネタかと言われたらまことに申しわけないんですが、大変町長に近いというんですか、町長の選挙の時に必ずおられる女性が3月から採用されるという。それも、理事会、もしくは中心的な方たちは余りご存じじゃないような感じで、もう既に就職されている。そのようなことが平然とされているということは、やはりこれは町長自らははっきりと姿勢を示すべきだ。

それと、先ほどから、行政との連携を保っていかなければいけない。確かにそうなんです。社会福祉協議会というところは、町と対立して運営していけるものじゃない。そのために片っ方の長である町長が会長になるということ、これは連携を保つということじゃないんです。見方によれば、大変言葉申しわけないですが、私物化してしまっているというふうに見られがちなんです。それらのこともしっかりと考えていってほしい

そして、やはりそのほうがいいんだということで改善していこうとされたいんだ

ら、私は昨年の理事を選出したその経緯を正確に、どういう形でどういう議論があつてどういうメンバーでされたのか、はっきりと聞き出したいと、このように思う。私としては、そのことに対しても大変な疑問を持っている。この際、きっちりとしてもらいたい、私は再度申し上げます。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 以上で、7番、小野議員の一般質問は終わりました。

午前10時35分まで休憩いたします。

（午前10時17分 休憩）

（午前10時35分 再開）

○議長（中西和夫君） 再開いたします。

次に、8番、坂口議員の一般質問をお受けいたします。8番、坂口議員。

○8番（坂口 徹君） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告書に従いまして私の一般質問を始めさせていただきます。

まず、最初の質問ですけれども、町立図書館の祝日の閉館についてであります。

町立図書館につきましては、いかるがホールと同じ火曜日が一応定休日というふうになっております。土曜、日曜日はあけていただいておりますけれども、祝日については休館されている状況であります。いかるがホールはあいておりますが、図書館はあいていないという状況になっております。同じ場所にあります休みが違うというのは、利用者の方には大変不便ではないかと思えます。実際、行かれた方が、せっかく行ったのに休みやると、借りられなかったという声を何度か聞いております。町立図書館の休みをいかるがホールと全く同じというふうなことには出来ないものかどうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（中西和夫君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 町立図書館の祝日の閉館についてということでございますが、この祝日の休館としておりますことにつきましては、これは平成9年に図書館開館に向けまして管理運営規則を制定されます時に、色んな方面からご審議いただいて、今日の運営の状況になっているというふうにご考えているところでございます。

この中で、やはり火曜日を休館とされましたことについても、例えば図書館、公民館では水曜日が休館でございまして、そうした日のずれということで、利用者がどちらか

らでも利用出来ると、こういうことからされたのではないかなというふうにも推測をいたしているところがございます。そうしたことも含めながら、十分その運営規則を制定するに当たりましてご審議いただいた結果であるというふうに認識をいたしております

しかし、その後、5月のゴールデンウィーク、あるいは斑鳩の里文化芸術祭の11月こういった時期については、臨時的な休館日の変更を行いまして、住民の用に供しているところがございます。

こうした祝日の休館の全国の状況でございますが、事実祝日の開館を実施する図書館は、全国的に見ますとふえつつあります。そうした中で、特定の祝日を開館日とする場合、あるいは祝日を開館としてその翌日を休館日とする場合、また月曜日の祝日は休館日とするなど、祝日の開館等についてのやり方については、全国それぞれその地域、地域によって違うわけございまして、そうした色んなパターンで実施されているところがございます。

奈良県の公立の図書館、今奈良県内で30館あるわけでございますが、そうした中で祝日に開館されている図書館でございますが、申し上げますと、奈良県立図書情報館、最近出来ました情報館でございます。それと、大和郡山市の市立図書館、それから橿原市立図書館、桜井市立図書館、御所市立図書館、香芝市立図書館、それからI城市立図書館、これは2館ございます。それから、田原本の町立図書館、王寺町立図書館、河合町立図書館、下市町立図書館、上牧町立図書館、川上村かわかみ図書館、以上14館が祝日も開館されているということで、約半分の図書館が開館されているというような状況でございます。

こうしたことから、本町といたしましても、住民の要望、あるいは県内の状況、あるいはまた近隣図書館の状況等を見ながら、図書館協議会とも十分ご相談申し上げながら祝日の開館につきましても今後検討していきたいというふうに考えております。

○議長（中西和夫君） 8番、坂口議員。

○8番（坂口 徹君） 奈良県内では約半数のところ、近隣では王寺町、河合町、大和郡山市などが祝日も開館していただいているようです。斑鳩町におきましても、利用者のことを考えますと、祝日もあけていただいた方がいいのではないかと考えます。検討していただきますよう、これはお願いしておきます。

それでは、次の質問に入らせていただきます。

児童生徒の学力低下ということですが、このことにつきましては、今までから

何回となく同僚議員の方から質問が出ております。また今回させていただきますけれども、よろしくお願いいたします。

それではまず、斑鳩町では、このことに対しましてどのように対応されているのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（中西和夫君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 最近、特に子どもたちの学力低下ということで、保護者の皆さん方が大変ご心配をされている状況が多いわけですが、斑鳩町の小中学校の状況を見ますと、今回の学習指導要領が変わった段階から今日、特に目立って学力低下の傾向があるということには思っておりません。以前から、徐々にではありますけれども物によっては上がっているものもあるというような状況はございます。

こうした学力低下につきましては、平成14年に文部科学省より、「確かな学力の向上のための2002アピール『学びのすすめ』」が発表されて以来、合い言葉のようになっている生きる力は、確かな学力と心の教育によって育つというふうにされているところでございます。

これを受けまして学校の取り組みといたしましては、1つには、きめ細やかな指導で基礎基本や自ら学び自ら考える力を身につける。2つ目に、一人ひとりの個性等に応じて子どもの力をより伸ばす。3つ目には、学ぶ楽しさや学習意欲を高めるなどの工夫をして授業改善を進めることに努めているところでございます。

具体的に申し上げますと、少人数授業の実践と授業内容の工夫改善を図っているところでございます。また、すべての教科の基本となります国語力の育成のためには、読み聞かせや朝の一斉読書などに取り組んでいるところでございます。さらに、小学校で一部教科担任制を導入するなど、各学校におきましても、各教科の最新の指導技術を研究しながら、学力向上に向けた施策や取り組みを行っているところでございます。

また、小中連携教育の取り組みの中で、生き方学習として、道徳教育の実践によりまして心の教育を推進しているところでございます。斑鳩町の子どもたちが、我が町斑鳩に住む喜びを感じ、聖徳太子の和の精神を大切にしながら、本当に人としての生き方の大切さ、あるいは小学校から中学校までの義務教育9年間を一貫して学ぶ機会の充実に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

今後、それぞれの成果を検証しながら、学力向上のための取り組みを推進してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（中西和夫君） 8番、坂口議員。

○8番（坂口 徹君） ちょっと前になるんですけども、ある新聞に、「学生先生が授業を支援」というふうな見出しで記事が載っておりました。内容が、教員志望の大学生らが、小学校で児童の学習支援に当たる大和郡山市のスタディング・アチーブメント・パートナーという制度で、学力低下が問題とされる中、担任教師の目が行き届かない児童一人ひとりの学習のつまづきを見つけ、きめ細かい指導でサポートをする。学生、児童、教師共に得られるメリットは大きいというふうなことで載っておりました。

また、この制度を導入した学校の話によりますと、児童、学生、教師共により刺激が与えられ、学校が活性化した。児童は、わからないことを積極的に聞くようになり、質問することへの抵抗感が薄れた。学生は、教職を目指す意欲の向上。教師につきましては、学生とのやりとりの中で、指導の行き届かないところに気づき、指導方法を工夫出来るというふうないい面が結構出ているように言っておられます。

本町でも、このような取り組みが必要ではないかというふうに考えますけれども、いかがなものでしょうか。

○議長（中西和夫君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 大学生の授業補助ということで、今申されましたスタディング・アチーブメント・パートナーというような授業を実施されているところでございますが、これは、大学生によります授業の補助につきましては、平成16、17年度に、文部科学省の研究指定を受けられまして、学力向上支援事業という事業を受けられまして県内でも3市、これは大和郡山市と御所市と天理市が研究指定を受けられまして、小中学校で研究が進められているところでございます。

これの趣旨は、児童生徒へのきめ細やかな学習支援、あるいは相談を一層充実させて学習上のつまづきの解消や学習意欲の向上を図るために、教員志望者であります大学生と、それから教員経験者等で、意欲、情熱を持った地域の人材を活用するための方策等について実践的な調査研究を行うというものでございます。

この研究の成果が一部新聞紙上においても記載されています。今、坂口議員もおっしゃっていただいているのも新聞に載っていたところでございますが、確かに多くの目で子どもたちをサポートすることによりまして、つまづきの早期発見、あるいは学習意欲の向上等きめ細かい指導がしやすくなるというふうに認識をいたしております。

また、一方では、予算面、あるいは地域性、学生確保等の現実的な課題もございませ

て、今後研究していく必要があるというふうに考えております。特に、学生確保につきましては、やはり学校の近くの市町村というのは非常に希望が多いわけですが、学校から離れることによってなかなか希望されるところが少ないという状況がございます。

現在、各学校で、本の読み聞かせ、あるいは生活や総合的な学習の時間、あるいは国際理解等においても、地域人材の活用も進めさせていただいております。

本町におきましても、地域の人材活用推進のために、ボランティア講師を学校教育支援人材として積極的に公募しておりますが、今後も教員志望者の大学生の活用につきましても、指定研究の成果を参考にしながら、町としても検討していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（中西和夫君） 8番、坂口議員。

○8番（坂口 徹君） ただいま教育長のご答弁いただきましたように、派遣のための経費ですとか、学生を確保するなど色々問題はあるといふふうには聞いております。しかし、児童生徒、現場教師、学生、それぞれにいい効果が出ているというふうに言われておりますので、そういった制度の導入の方も検討いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、次に、情報セキュリティについて、町の持つ情報の流出防止策ということについてですけれども、高度情報化社会の到来によりまして、情報流出に新たな危険性が生じてきております。今までですと、文書として管理されてきましたので、ある程度流出の危険性というのは回避されてきました。しかし、近年のパソコンの急速な普及により、情報の保存方法が文書からデータに移行し、扱いやすく利便性が向上した反面、データの改ざんやコピー、持ち出しが容易に出来るという新たな問題が生じてきております。

昨年の4月から、個人情報保護法が全面施行され、全国的に住民の個人情報に対する関心が高まってきております。最近、企業における顧客情報等の漏洩事件が数多く報道されまして、その大きなものとしましては、何百万件もの情報が流出し、そのおわびなどの対策経費として総額100億円以上かかったということも言われております。

また、自治体においては、全住民の住民基本台帳という膨大な個人情報を持っているわけで、このあたりの対策は非常に大事なものではないかと思われまます。

少し前になりますけれども、平成10年、京都府の宇治市、その住民基本台帳から

住所、氏名、生年月日、性別等の情報22万人分が流出いたしました。そこで、住民4名の方が訴訟を起こされ、その裁判結果といたしまして、慰謝料1人当たり1万円が認められました。これは、一部の人の訴訟ですので、数万円程度で済みましたが、もしこれが全員によります集団訴訟ということであると、22万人ですから22億になります。本町の場合2万9,000人ということですのでけれども、現在の裁判で慰謝料が果たして1万円で済むのかどうか。もっと高くなる可能性はあると思われまます。そうなりますと町財政にも大きな影響を与えかねません。

これほど重要な個人情報を抱えている斑鳩町の情報セキュリティ対策はどのようにされているのか、お尋ねいたします。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） ご指摘のように、情報セキュリティは、斑鳩町のみならず全自治体にとって非常に重要な課題であり、それぞれの対策を講じているところでございます。

本町におきましても、平成16年度に、情報セキュリティ対策を総合的に推進する情報セキュリティ委員会、そして担当者レベルで情報セキュリティ対策の調査研究を行う情報セキュリティ研究チームを組織し、その対策を進めているところでございます。

具体的には、これらの組織が中心となりまして、情報資産の適用範囲、対象範囲、情報セキュリティ管理体制、分野別及び重要度別のセキュリティ対策基準を想定した情報セキュリティポリシーを平成17年3月に策定したところでございます。その策定の作業の中で、専門の講師を招きまして、一部職員を対象とした情報セキュリティ研修を実施し、セキュリティ対策の必要性について意識啓発をいたしたところでございます。

今後の取り組みにつきまして、この情報セキュリティポリシーを、より確実に全職員に遵守してもらうために、より具体的な事項をまとめた全庁的な情報セキュリティ実施手順書を策定したいと考えております。

盛り込む内容といたしましては、職員が守る基本的な事項であり、例えばパソコンを退庁時に鍵のかかるところにしまう、パスワードを他人が容易に想像出来ないような文字列にし定期的に変更する、個人情報データの入ったFD、MO等は庁舎外に持ち出さない、また持ち出す際には課長まで届け出すなど、より具体的でわかりやすい職員が行う手順を想定いたしております。

現在、情報システムにおける個人情報保護に関しましては、さらに高い水準が求めら

れていることからいたしまして、最新の技術動向も踏まえながら、情報システムのセキュリティ対策を実施いたしますと共に、職員の情報セキュリティ意識向上を図りまして情報セキュリティの確保に万全を期してまいりたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 8番、坂口議員。

○8番（坂口 徹君） ただいまのご答弁の中で、平成17年3月に情報セキュリティポリシーを策定されたということなんですけれども、これは学校の方における情報資産、それについても適用範囲とされているのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） ただいまの情報セキュリティポリシーの適用範囲につきましては、町長部局、教育委員会及び水道部局に属する職員及びその保有する情報資産であります。学校については適用範囲に入っておりません。

○議長（中西和夫君） 8番、坂口議員。

○8番（坂口 徹君） 学校についてはその適用には入っていないということですが、それでは教育長にお尋ねしたいと思います。学校においても、児童生徒の成績や家族の情報など重要な情報資産を持っているとは思いますが、それについてどのようなセキュリティ対策をとられているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（中西和夫君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 教育委員会におきましては、これまで、今総務部長が申し上げましたように、斑鳩町個人情報保護条例、そういったことに基づきまして、学校や、あるいは幼稚園の個人情報保護に努めてきたところでございますが、情報通信技術の発展によりまして、データとして保有いたします情報の漏洩防止策を徹底する必要があることから、町の情報セキュリティポリシーに準じまして、平成17年4月1日に斑鳩町立学校情報セキュリティ対策指針を策定しているところでございます。この指針につきましては、校園長会で協議の上策定したものでございまして、情報資産の取り扱い、あるいは記録媒体の取り扱い、情報資産の破棄方法、情報資産の持ち出しの制限、あるいはインターネット利用基準等について定めているところでございます。

具体的に申し上げますと、この指針では、適用の範囲というものについては、学校に勤務する職員すべての者を対象といたしております。組織につきましては、校長、あるいは情報セキュリティ責任者、そういったものも設けておりますし、また重要度の分類ということで4つの重要度の分類をさせていただきまして、それぞれの重要度に応じて

管理方法も定めさせていただいております。それ以外に、今申し上げましたように、情報資産の破棄、あるいは情報資産の持ち出しの制限、情報資産の管理区域、こういったものも定めさせていただいております。それから、クライアントPCの管理基準、それからインターネットの利用基準、それからセキュリティ事故発生時の対応基準、それから情報セキュリティの研修、あるいは法令遵守基準、そうした内容で教育委員会として対策指針を定めているところでございます。

ただいま申し上げましたような内容を、現在小中学校及び幼稚園では、当指針に基づきまして教職員が学校の情報資産の適正な運営に努めているところでございます。具体的には、インターネットのつながるパソコン、今も申されましたように、個人情報を保存してはならないこと、あるいは公開を予定していない情報資産を責任者の許可なく学校外へ持ち出してはならないなどといった内容となっているところでございます。

今後の取り組みにつきましては、この斑鳩町立学校情報セキュリティ対策指針をより確実に教職員に遵守してもらうために、より具体的な事項をまとめましてガイドラインの策定に向けて研究してまいりたいというふうに考えております。さらに職員の情報セキュリティ意識向上を図りまして、情報セキュリティの確保に万全を期してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（中西和夫君） 8番、坂口議員。

○8番（坂口 徹君） 正確な集計されておられませんけれども、情報の漏洩というものは6割から8割は人為的なものと言われております。職員の情報セキュリティ意識を徹底することを最優先に、教職員、職員研修等の取り組みを今後とも続けていただくようお願いいたします。

また、生駒市の方では、学校個人情報保護ガイドラインというものを作成されております。これは、斑鳩町でもこういうものをつくっていききたいということをおっしゃっておりますけれども、生駒市の方のこれは、情報セキュリティということをわかりやすく説明がされております。斑鳩町におきましても、わかりやすい形で情報セキュリティの確保に万全を期していただくことをお願いいたしまして、今回の私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（中西和夫君） 以上で、8番、坂口議員の一般質問は終わりました。

午後1時まで休憩いたします。

（午前11時02分 休憩）

(午後 1時00分 再開)

○議長（中西和夫君） 再開いたします。

続いて、3番、飯高議員の一般質問をお受けいたします。3番、飯高議員。

○3番（飯高昭二君） これより通告書に基づきまして一般質問をさせていただきます。

まず、1番目のAED、自動体外式除細動器についてであります。AEDは、心肺停止患者の心臓に電気ショックを与え、心臓の動きを正常に戻し救命する装置です。

このAEDは、愛知万博でも約100台設置され、心肺停止状態に陥った男性を居合わせた来場者が使用して救命し、話題となりました。空港や公共施設、スポーツ施設等に設置の推進が行われています。

また、このAEDの使用については、人命を救助する装置だけに、救命講習等の実施が不可欠であります。当町においても、今回積極的な対応により、予算の中に計上されております。

そこで、以上の点を踏まえて2点について伺います。

まず、1点目のAEDの設置場所について。

AEDの使用とその対応によっては、その生死を分けることとなります。例えば、1分おくれるごとに救命率が7～10%ずつ下がり、10分を過ぎると救命は難しいとされています。発生から3分以内にAEDが使われた場合、74%が救命に成功すると言われております。AEDの設置場所の位置の選択によって、その効果が発揮出来ない場合があると思います。今回、各小中学校、町民プール、スポーツセンターの計7カ所に設置されると思いますが、どのような位置に設置されるのか、お伺いいたします。

○議長（中西和夫君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） AED、自動体外式除細動器についてのご質問でございます。

これは、今も質問者おっしゃっていただいておりますように、心臓停止に際しまして電気ショックでその心臓を回復させるという装置でございます。これにつきましては、平成17年6月から斑鳩南中学校に1台設置いたしております。18年度からは、今もおっしゃっていただいておりますように、小中学校に各1台ずつと、それから中央体育館及び町民プールにそれぞれ1台ずつ設置していく予定でございます。

現在、南中学校ではAEDを職員室に備えつけておまして、設置するに当たりまして全職員が講習を終えて、万一の場合に職員室からAEDを持ち出して、そして救急措

置を行っていくことといたしております。また、教職員全員に使用方法等につきましては周知徹底をいたしておりますし、また講習も受けているところでございます。

救急車が要請を受けてから現場に到着するまでには、全国の平均で約5分から6分というふうに聞いております。突然の心停止を起こした場合の救命率は、今も申されておりますように、1分おくれるたびに約10%の割合で低下するというふうなことが言われているところでございます。今、3分以内というお話がございましたけれども、私たちが聞かせていただいている中では、5分以内の救命措置が傷病者の生命を助けることが出来るというふうにも言われているところでございます。これは、早ければ早いほどいいわけでございます。

学校でのAEDの設置場所につきましては、学校内のどの場所においても職員がすぐに駆けつけられるということと、また常時教師がいる職員室に設置をいたしております。これは、機械の管理という面ものでございますので、そうしたところに置かせていただいております。

また、一般の住民の皆さんが利用されます中央体育館につきましては、職員等がおります事務室に設置いたしたいと考えております。また、町民プールにつきましては、看護師が待機しています医務室に設置してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（中西和夫君） 3番、飯高議員。

○3番（飯高昭二君） 平成17年の6月から南中で初めて設置されたということで今お聞きしたんですけども、当然学校であれば職員室になるかなとは思っています。というのは、管理上、また人員が常時そこにおられるということにおいては、適切な場所かなとは、僕も一旦は思うんですけども、ところがやはり、これは特殊な機械で、先ほど申しましたように、急を要するということでもありますので、なかなかその場所の特定が難しいかなとは思っています。

そこで、考えましたのは、やはり模擬テストを行って、本当にそれがいい位置なのかどうかというのをすることが一番、選択肢の中の一つじゃないかなと思うわけなんですけども、町としては職員室ということで特定されましたけども、その根拠というんですか、教えていただきたいと思えます。

○議長（中西和夫君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 設置につきましては、先ほども申しあげましたように、学校内

のどの場所においても職員がすぐに駆けつけられるというところと、機械の管理というものもございます。そういうことから、やっぱり職員室に設置する方が一番妥当ではないかというような考え方で設置をいたしております。

もう1つは、今も質問者がおっしゃっていただいているように、その心肺停止を回復するのに3分というようなお話もございました。そういうことから、学校としても、校内全域で1台でございますので、よりその設置の時間等についても十分検討させていただきまして、斑鳩町の小中学校で約3分前後でその機械の持ち出しが出来るのではないかと判断をいたしております、そういったことからそれぞれの職員室に設置するのが望ましいというふうに考えております。

○議長（中西和夫君） 3番、飯高議員。

○3番（飯高昭二君） いずれにいたしましても、今後AEDの普及によって効果的な、十分に発揮出来る位置を選択していただきたいと思えます。

次に、2点目のAEDの救命講習及び周知についてであります、AEDの使用または取り扱いについては、簡単に操作出来るということをお聞きしておるんですけども、しかしその使い方やその存在自体を知らないとなれば、救命率の向上にはつながりません。今後、講習会周知についてどういうふうにされていくのか、お聞きしたいと思えます。

○議長（中西和夫君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 南中学校に置きました時に、AEDの設置時に、機械の説明、あるいは使用方法、これはダミー機械を使用いたしまして講習を全職員に受講をさせていただいております、南中に勤務する教員、あるいは事務員等も含めまして、誰でもが使用出来るような状況で設置いたしております。

18年度以降につきましても、各学校に設置いたしました時には、納入業者から講習を受け、また消防署に依頼して救命講習を実施したいというふうにも考えているところでございます。

また、AEDの設置場所につきましては、教職員はもちろんのことでございますが、児童生徒におきましても周知してまいりたいというふうに考えております。

また、体育館及び町民プールにつきましては、不特定多数の方々にご利用される施設でもございますから、AEDの救命講習につきましては、担当職員及び委託業者に設置時に講習をしていく予定でございます。さらに、体育指導員等にも講習を受講していた

だくようにしてまいりたいというふうに考えております。

そしてまた、設置場所につきましては、館内掲示などによりまして利用者に周知をしていきたいというふうに考えております。

また、今後、町民体育大会などの大勢が集まるイベント等におきましては、AEDの配置をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（中西和夫君） 3番、飯高議員。

○3番（飯高昭二君） 講習等開いていただいて、今後、設置また周知という形で普及されていく中で、AEDの貸し出しサービスというのを今後検討の中に入れていただきたいんですけども、いかがでしょうか。

○議長（中西和夫君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 貸し出しについては、今のところそういった貸し出しする考えはいたしておりません。やっぱり生命にかかわるものでございますし、やっぱり整備というものもありますし、貸し出しすることによってそごを来すというようなこともあっても困りますので、こういったものについての貸し出しは今のところ考えておりません

○議長（中西和夫君） 3番、飯高議員。

○3番（飯高昭二君） わかりました。

AEDの配備についての要望を調べますと、やはり駅なんかが一番多く出ているわけです。次に学校、公共施設等ということですから、今後その時の動向を見据えながら順次配備していただくように要望しておきます。

次に、2番目の質問に入ります。

学校安全体制の整備についてであります。近年、登下校中の子どもをねらった許しがたい凶悪犯罪が相次いでいる。犯罪から子どもを守るための緊急対策が求められている。全通学路の安全点検、すべての学校における防犯教室、地域における情報共有体制、学校ボランティアの充実等取り組むべき課題は多い。しかし、未来を担う子どもたちが安心して学校生活を送れるよう、あらゆる面において万全を講ずる必要があります。

そこで、以上の点を踏まえて2点について伺います。

まず1点目のスクールガードについて。

現在、当町において、学校安全ボランティアの方が、子どもたちの登下校の安全確保のため一生懸命に尽力していただいております。子どもたちが安心して通学出来るようにとの思いで活動していただいております。現在の学校ボランティアの状況について、

お聞かせいただきたいと思います。

○議長（中西和夫君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 今、質問者おっしゃっていただいておりますように、大変子どもたちにとっては不安な時代に入ってきているのかなというふうに思うわけですが、そうした中で、地域の皆さん方のご理解、ご協力によりまして、学校安全ボランティアにつきましてもご協力をいただいているところでございます。

この安全ボランティアにつきましては、平成17年4月から学校安全ボランティアの募集を開始いたしまして、17年の9月から学校安全ボランティア活動を開始していただいております。

活動開始から7カ月が経過いたしましたけれども、学校安全ボランティアの人数につきましても、当初の4人から現在14人までふえてまいっております。その14人の校区での状況でございますが、斑鳩小学校区では3名、西小学校区で9名、東小学校区で今2名というふうな人数でございますが、徐々に口コミ等でボランティアの皆さん方がふえつつあるという状況でございます。今後も、こういった募集をどんどん進めていきたいというふうに考えております。

このボランティアの活動内容につきましては、それぞれの個人によって活動の違いはありますけれども、学校安全ボランティアの方々は、天候のいかんにかかわらず子どもたちの安全を守るために、自分の出来る範囲内の活動を行っていただいているところでございます。

また、ボランティア活動を行っていただいている方々から、子どもたちの通学路などの閑散となる場所や、あるいは危険と思われる場所など気づいた点などの連絡もいただいております。これら報告事項をもとにいたしまして、学校とも連携をとりながら、より子どもの安全確保に努めていきたいというふうに考えております。

○議長（中西和夫君） 3番、飯高議員。

○3番（飯高昭二君） 平成17年の9月からということで、7カ月たって14名のボランティアの方が自分の出来る範囲で今やっただいただいているということで、昨年の10月に広報に、地域の安全、安心を守る学校ボランティアの活動の様子が紹介されていきました。その中にも、子どもたちが本当に笑顔で安心している姿、また保護者が笑顔で安心するその姿というのを見るにつけ、またその中でも学校の方と連携を綿密にとりながらやっただいただいている、本当に感謝いたします。今後も、地域の安全の守り手とし

で活躍をされることを期待します。

次に、2点目のスクールガード・リーダー、すなわち地域学校安全指導員についてありますが、防犯の専門家や警察OBの協力のもと、各小学校の警備ポイント、指導助言、学校ボランティアに対しての警備上のポイントや、また不審者の対応、通学路を点検し、危険な場所等の問題について専門的な立場から具体的に指導する人をスクールガード・リーダーというわけですが、現在モデル地域において実践的な取り組みが実施されております。当町として導入すべきではないかと思っておりますが、町の見解をお伺いいたします。

○議長（中西和夫君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） スクールガード・リーダーにつきましては、地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業という事業で実施されておまして、文部科学省から奈良県教育委員会が委嘱を受けて実施している事業でございます。

これのねらいでございますが、1つはスクールガードの養成、そして2つ目にスクールガード・リーダーによる巡回指導、3つ目にモデル地域指定の3本柱によりまして成り立っている事業でございます。

現在、奈良県では、7人のスクールガード・リーダーが選ばれてまして、奈良市に3人そして大和高田市・I城市で1人、香芝市で1人、宇陀市で1人、磯城郡で1人のスクールガード・リーダーが、それぞれの地域で活動を行っているというふうに聞いております。

特に奈良市におきましては、モデル地区に指定を受けられまして、平成18年1月から事業を開始されております。防犯の専門家や、あるいは奈良県内の警察官のOBが、地域学校安全ボランティア、いわゆるスクールガード・リーダーとして学校の巡回指導を行っているというような事業でございます。

こうした事業につきましても、奈良県としては、そうしたスクールガード・リーダーを今後も引き続いて養成するというふうに聞いておりますので、斑鳩町としても早期に派遣していただけるような働きかけをしていきたいというふうに考えております。それまでの間、今も申し上げましたように、学校ボランティアの皆さん方、あるいは今地域の方で自主的に活動をしていただいております老人会とか、あるいは小地域福祉会、自治会等々の町内の色々な皆さん方から、登下校に合わせまして道路に立っていただいて子どもたちの下校を見守っていただいているところでございます。そうした活動をより

進めながら、一方でまたそうしたスクールガードの養成についても、町として取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（中西和夫君） 3番、飯高議員。

○3番（飯高昭二君） 奈良県においても7人のスクールガード・リーダーが置かれるということで、国においてもスクールガード・リーダーの人員を前年度の2.5倍、すなわち900人から2,400人ぐらいに増員するという形になっております。

先日、NHKの番組において、「子どもを不審者からどう守るか」というタイトルで放映されていたのを見ていたんですけども、番組の最後にまとめとして印象に残った言葉があるんですけども、それは、「安全には完璧はない」、また「やることはすべてやる」ということを言われていたことを今思い出したんです。多くの課題がある中、今回スクールガードの導入は、学校ボランティアの後押しとなり、また充実にもつながります。今後、積極的に検討していただくように要望をしておきます。

次に、3番目になるんですけども、高齢者を支える地域ネットワークについてであります。健康不安のある高齢者や閉じこもりがちな高齢者を地域で積極的に支える取り組みがされています。地域の小福社会の方、民生の方やボランティアをはじめ多くの方たちがかかわってくださっています。しかし、依然として高齢化が進む中、地域社会とのつながりが希薄化し、高齢者の孤立化があるように思います。また、社会環境の変化により、高齢者を取り巻く環境は様々であり、あつてはならないお年寄りの虐待等があり、この問題については法整備がされつつあります。

そこで、以上の点を踏まえて2点についてお伺いいたします。

まず、1点目の高齢者虐待防止法について。

高齢者の権利を擁護するため、高齢者の虐待防止と養護者支援の両面を盛り込んだ法律、今年の4月1日から施行されます。法整備の背景には、急速に表面化している高齢者虐待の増加があります。高齢者が虐待を受けた時、発見、通報が義務づけられています。また、養護者に対する支援では、相談や助言を行うほか、養護者の負担軽減を図る措置など確保されていると思います。今後、この法律のもと、町としての対応についてお伺いいたします。

○議長（中西和夫君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 今、質問者も言われてますように、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律というのが、昨年11月1日に成立がされ

まして、本年の4月1日から施行をされる運びとなっております。

質問者も法律の内容的なことも少しおっしゃっていただいておりますけども、この法律の内容につきまして少しお答えをさせていただきたいと思っております。

この法律におきましては、高齢者虐待の定義というものが、身体的虐待、養護の放棄、心理的虐待、性的虐待、高齢者の財産を不当に処分する等の経済的虐待ということで明確化がされているところでございます。国民や国、地方公共団体の責務なども規定がされております。

この中で、市町村の取り組みといたしましては、相談とか通報とか助言を行っていく窓口の設置を行いますと共に、関係機関等の連携の強化などの整備が求められているところでございます。

また、市町村が高齢者虐待によりまして生命、または身体に重大な危険が生じていると認める時につきましては、立入調査をすることが出来るということにもなっております。虐待を受けている高齢者を保護するためや養護者を保護するために、必要な居室の確保をするということ、そして養護者の負担軽減を図るため、相談、指導、助言等の必要な措置を講ずる等の規定というようになっているところでございます。

虐待を受けている高齢者と虐待をしている家族の関係につきましては、長年にわたる生活の歴史がその背景にありますことから、対応に当たりましては、家族それぞれの事情や現在の状況等を正確に把握をいたしまして、丁寧かつ慎重な対応をしていくことが必要ではないか、このように考えております。

また、家族の過剰な介護負担から生じますストレス等も深く関係をしておりまして、家族の生活状況や介護の状況等につきましても、丁寧かつ慎重なアセスメントをしていく必要があるのではないかとこのようにも考えております。

当町の高齢者虐待の取り組みにつきましては、現在、在宅介護支援センターで相談等を行っております、また関係機関とも連携をとる体制というのは整えているところでございますが、本年の4月から施行をされますこの法律に沿った体制づくりにつきましても、在宅介護支援センターの地域ケア会議におきまして、専門の職員であります郡山保健所の方からも入っていただきまして、高齢者虐待防止についての取り組みを現在検討をしているというような状況になっております。

○議長（中西和夫君） 3番、飯高議員。

○3番（飯高昭二君） 今、ご答弁にありましたように、現在地域ケア会議が開かれてい

るということで、そのケア会議のポイントの中には、やはり先ほど申しました通報、養護者に対する支援、また連携等がありますが、その会議の内容についてちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（中西和夫君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 先ほどもお答えをさせていただいておりますように、昨年の8月からこの地域ケア会議におきまして高齢者虐待についての会議というのを5回開催をさせていただきまして、具体的な取り組みについて協議をいたしております。

まず、虐待の相談窓口といたしまして、福祉課、保健センター、並びに本年の4月から開設をいたします地域包括支援センターというところでその窓口を考えているところでございます。虐待を受けているとか、受けたと思われる高齢者の方を発見したり聞かれた方につきましては、この相談窓口に通報をしていただきまして、相談などの対応を図っていこうというように考えているところでございます。

次に、事実確認を行いまして、緊急性が高い場合につきましては、所管の警察署に援助を求めたり、虐待を受けておられる高齢者を保護するためや養護者を保護するために必要な居室の確保を行うなどの措置を行うなど、それぞれのケースに合った基本的な対応や進め方について現在協議を進めているところでございます。

どのような行為が虐待になるのかなど、高齢者虐待に関する知識や関心を高めていただくような住民の方への広報とか啓発活動につきましても、それらの取り組みについても、この地域ケア会議の中で現在検討をしているという状況でございます。

○議長（中西和夫君） 3番、飯高議員。

○3番（飯高昭二君） 今後、地域包括支援センターということで、その中で色々と支援等をされていくということでもありますけども、今後きめ細やかな地域のそうした協力体制、非常に重要になってきますので、よろしく願いいたします。

そこで、次に2点目の地域ネットワークについての質問であります。地域の高齢者の把握をすることにより、その実態が明らかになり、色んな問題に対しての早期発見につながるということで、例えば現在一人暮らしの方、また高齢者の夫婦の方、また寝たきりの高齢者対象ということになるんですけども、その方の状況を把握し、町がその地域の民生委員の方、また小福祉会の方と連携をとれるようなネットワークづくりが必要ではないかと思いますが、町の見解をお伺いいたします。

○議長（中西和夫君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 地域におきまして、虐待の早期発見や発生した虐待を止めるための具体的な介入とか再び起きないための防止活動、予防のための見守り活動を行っていく上では、ネットワークを構築するということは非常に重要ではないかと、このように考えております。

周辺住民の方とか民生委員さん、小地域福祉会の会員さん等が中心となりまして、生活に密着した位置から相談を受け止めたり、生活の変化に気づいてもらい、地域包括支援センターや福祉課等関係機関と連携をとれる体制といたしまして、早期発見・見守りネットワークづくりの構築とか高齢者の生命または身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる場合につきましては、所轄の警察に援助を求めるなど、関係の専門機関とのネットワーク、現在起きております虐待にどのように対応するか、具体的な支援を検討し、支援を行っていきます保健、医療、福祉サービスのネットワークなどの構築が必要であるというようにも考えております。

ネットワークは、構築をして終わるというものではないと、事例によりましては、状況の変化に合わせて、支援内容を柔軟に変化させなければならないということもございます。したがって、個人情報保護に留意をしながら、常にネットワークを維持するための連絡を取り合う必要があるというようにも考えております。

さらに、家庭におきましては、虐待に当たります行為を虐待とは認識せずに行っている場合もあります。どのような行為が虐待に当たるのか気づくことも大切でありますことから、先ほども申し上げておりますように、広報とか通じまして虐待に関する情報や相談窓口等の情報を提供していくということも必要ではないかというように考えておりました。その具体的な取り組みについても現在検討を行っているという状況でございます。

○議長（中西和夫君） 3番、飯高議員。

○3番（飯高昭二君） このネットワークづくりにおいては、常に地域の民生委員の方、また福祉会の方々と情報を共有し取り組むことが重要であるということは当然であります。そのためには、支援の目的に必要な高齢者の状況を把握するということがまず第一条件ではないかと思うんです。例えば、対象者の台帳を作成をして支援をしていく体制が必要ではないかと思っております。また、個人情報等の問題、先ほども議員の質問でセキュリティ云々ということもございますけども、やはり利用する目的も明確でありますし、個人情報目的外利用としての取り扱いで対象者の方に同意していただき、台帳を作成し

支援の基礎資料として進めてはどうかと思いますが、町の見解をお願いいたします。

○議長（中西和夫君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 地域の高齢者の方の心身の状況とか家庭環境につきましてもの実態把握を行っていくということは、必要ではないかというようには考えております。しかし、現在も在宅介護支援センターで高齢者の方の実態把握を行った場合につきましては、その情報につきましては、整理はいたしてはいるところでございますが、今ご指摘をいただきましたように、本人の同意とか、もしくは承諾を得ることが出来たならば、関係機関等とその情報の共有化をすることが出来るのではないかと、このように考えております。

ただ、役場の福祉課にはこういう情報は提供するけどもほかのところには出さないでほしいというようなこともおっしゃる方も、かなりの方もおいでになります。そういう方々につきましては、ご理解を得るように、もしくはご承諾が得られるように、この情報を共有化して、万が一、もしくは災害等々にも活用出来るような状態で努めていきたいと、そしてネットワークづくりの推進には努めてまいりたいというようには現在考えているところでございます。

○議長（中西和夫君） 3番、飯高議員。

○3番（飯高昭二君） 個人情報というのは、本当に慎重にならなければならないというのは、現状ではわかっております。今後、地域の方とよく協議をしていただき、高齢者が安心して暮らせる最善の体制をとっていただきたいと要望いたしまして、以上で私の一般質問を終了させていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 以上で、3番、飯高議員の一般質問は終わりました。

続いて、1番、嶋田議員の一般質問をお受けいたします。1番、嶋田議員。

○1番（嶋田善行君） 議長の許可を得ましたので、通告書に従いまして私の一般質問をさせていただきます。

町長は、日ごろから、安心と安全は最も重要なことであり、何か起こった時には行政の責任は非常に重い。そのことを心に刻みながら町政に当たっていると申されておられますが、安心と安全のまちづくりが平成18年度の予算の中にどのように反映されているのか、お聞かせください。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 安全と安心のまちづくりのための平成18年度の予算について

てどう反映されているかのご質問でございます。

安心で安全なまちづくりは、町民の皆様が生活される上において最も基本となるものでございます。しかしながら、連日のように痛ましい事件や事故などが新聞やテレビなどで報道されております。かつては、地域の安心、安全は、国や県が担ってくれましたが、地方分権時代の今日、市町村自らが積極的に施策を講じていかなければなりません

そうしたことから、平成18年度予算は、町民の皆様の安全、安心の確保を基本に据え、夢と希望にあふれ、人にやさしいまち・斑鳩を実現に向けて予算を編成いたしております。平成18年度予算では、引き続き、誰もが安全で安心して暮らせる地域社会の形成に向け、こども110番やSOSネットワークなど、行政、住民、関係機関等が一体となった取り組みを進めると共に、地域における防犯灯の設置や維持管理の支援、青色防犯パトロールを引き続き実施するなど、より一層の自主防犯体制の推進にも努めてまいります。

また、子どもの安全確保を図るため、保護者らに町内の不審者情報を携帯電話メールでいち早く伝える「子ども安全安心メール」につきましても実施してまいります。さらには、地域ぐるみでの自主防災体制の確立を図るため、地域において活動をしていただいている自衛消防団や、消防施設の整備を行う自治会に対する支援を引き続き実施すると共に、地域密着型の地区別防災訓練も実施してまいります。

これらの継続的な取り組みに加えまして、新年度におきましては、新たに発電機や照明、仮設トイレなど避難所運営のための災害対策備品を計画的に備蓄すると共に、避難所看板や誘導板を、お年寄りや子どもなどにもわかりやすいものに改修してまいります。また、火災発生時等の消防団員の招集を万全に行うため、緊急時非常招集メールシステムを導入してまいります。さらには、集中豪雨や台風の上陸による水害や土砂災害時に的確な避難が出来るよう、浸水想定区域や避難所場所を示した防災ハザードマップを作成してまいります。

次に、町民の皆様に対しましては、抱えておられます悩みや問題にこたえるため、無料法律相談を月3回に充実してまいりますと共に、木造住宅の耐震化の促進を図るため国などの補助金を活用しながら耐震診断の支援も行ってまいります。

子育て中の親が子育てについて気軽に相談出来る相手や仲間が身近な地域にいないなど、家庭や地域における子育て支援機能が低下していることから、親子の交流、集いの場の提供や子育てに関する相談、支援が行える「斑鳩町つどいの広場事業」にも取り組

み、子育て中の親の孤独感や閉塞感を解消して、子育てへの負担の軽減を図ってまいります。

児童生徒の安全確保を図るため、斑鳩小学校中館の耐震補強実施設計と斑鳩中学校本館及び北館等の2次耐震診断など学校校舎の耐震補強を進めてまいります。

また、学校や公共施設などに心肺停止状態の人への応急処置の機械でありますAED（自動体外式除細動器）を順次設置してまいります。

安全で安心なまちづくりを進めていくためには、町民の皆様のご協力が必要となってまいります。そうしたことから、町長自身が直接住民皆様のもとに出向き、町民の生の声を聞かせていただく町民対話集会を開催させていただき、多くの町民の皆様と語り合う中で、様々なご意見をちょうだいしてまいりたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 1番、嶋田議員。

○1番（嶋田善行君） ありがとうございます。従来から色々やっただいてますしまた18年度からは新たな事業もふえたようでございます。安心と安全のまちづくりというのは、目に見える安心と安全、目に見えない安心と安全に十分に気を配っていただくことが大切であろうかと思えます。

今回、新たに町長が直接に町民と対話される町民対話集会は、まさに目に見えない安心と安全に重大にかかわってくるのではないかと考えております。ぜひとも、町民の方々と直接対話された結果を整理、精査されまして町政に反映させていただきたいと思えますし、また対話の中で町民の意見や質問に答えるだけでなく、斑鳩町の将来に対する夢、暗いことばかりでなく斑鳩町の町民でよかったと思われるような夢を町長の口からぜひとも熱く語っていただきたい、これが何より目に見えない安心と安全になるのではないのでしょうか。

そしてまた、PTAでは、危険通学路マップというものも7～8年も前から作成しておられますし、今回町もハザードマップを作成されるということですが、例えば防犯灯はどこの位置にあるのか、狭隘道路はどこあたりからどこあたりまでなのか、通学路として危険な部分はどこなのか、消火栓、防火水槽はどの位置なのかなど、各課では認識されていることであろうと思いますが、それらを大きな一枚の地図上に落とし、また新しい情報を付け加えていき、例えば町内要注意マップみたいな地図を作成され、各課だけでなく職員全員がすべてのそれを認識し、事前の防護なり緊急時の備えとし続けていくことも、一つの町民に対する目に見えない安心と安全ではないかと思えます。

最近は、健康のため夜歩いておられる方々がたくさんいらっしゃいますが、そのような方々から、夜歩く時街灯がないからあの道を歩くのは怖い、また道幅が狭いから自動車の通過時は立ち止まって待っていただかなければならないなどの声をよく耳にします。斑鳩町内には、職員が認識していない防犯灯未設置場所や狭い道路、出火時に対応しにくい場所の消火栓や防火水槽がまだまだたくさん存在することを再認識するためにも、ぜひともこのことも調査研究していただきたいと思います。

次に、通学路に関しての質問に移ります。

先ほどの答弁で出てこなかったのですが、教育委員会が実施されておられます通学路安全点検も斑鳩町独自のものではないかなと思いますが、その通学路安全点検であります。平成17年度も実施していただきました3小学校の安全点検において指摘された箇所への処置につきましてどのようになっているのか、そして18年度の予算にどのように反映されているのか、お聞きします。

○議長（中西和夫君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 通学路の安全点検についてのお尋ねでございます。

昨年の8月4日に各小学校の通学路の安全点検を実施させていただきました、その実施後から今日までの状況についてご報告を申し上げたいというふうに思います。

まず、斑鳩小学校でございますが、17年度の通学路安全点検の点検箇所は11カ所でございます。そのうち、改良済みが5カ所、そして17年度中に施工予定しておりますのが1カ所、そして18年度に予定しておりますのが3カ所でございます。

その3カ所のうちの1つ目には、興留1丁目地内の法隆寺マンション・付近の池に面しました道路の路肩の補修でございます。2つ目には、役場東側の職員駐車場出入り口付近の南北に通る道路におきまして、子どもが登下校に通るために、運転手等に注意を促すための看板の設置をする予定でございます。それから、3つ目には、興留1丁目地内の三差路におきまして子どもが見えにくくなる場所がありますために、看板の設置を行うという予定でございます。

また、県への要望につきましては2カ所となっております、1つ目は、龍田北5～6丁目の竜田川ネオポリスへ通ずる歩道の拡幅を要望されています。そして、2つ目には、竜田川公園の草刈りにつきましては、子どもたちの目が届く範囲内、余り背が高くない範囲内で草刈りをしてほしいと、こういう要望がございますので、この2点につきましては、今県の郡山土木の方に要望をいたしております。

次に、斑鳩西小学校区の点検でございますが、9カ所ございまして、そのうち改良済みが4カ所でございます。平成17年度中に施工予定しておりますのは、1カ所でございます。18年度に予定いたしておりますのは3カ所でございます。その1つ目は、岩瀬橋の信号付近で、106名の児童が登下校するところございまして、信号待ちの時におきましては、白線内に児童がとどまり、岩瀬橋から右折する車が来ますと接触するという心配のおそれがございます、以前からその改善に要望があったわけでございますが、関係機関とも協議いたしまして、現在それに向かって、改修に向かって整備中でございます。2つ目には、目安地区の三代川から小吉田につながります水路がございまして、通学路から少し北にずれておりますけれども、水路が満水状態の時には水深が約15メートルはございまして、誤ってはまったりしますと大変危険でございますので、水路管理者等関係者と安全柵の設置に向けて協議をしているところでございます。それから、3つ目には、神南4丁目、5丁目地内の道路におきまして、子どもの登下校時において車の往来と重なり危険であるため看板の設置でございます。

また、国への要望は1カ所となっております、これは国道25号線沿いの竜田大橋手前、橋の西側の歩道の整備でございます。大変狭いということで、その整備をしてほしいと、こういう要望でございます。

次に、斑鳩東小学校の点検でございますが、これは東小学校は6カ所ございました。そして、今日まで改良済みが2カ所で、平成17年度中に予定しておりますのが1カ所でございます。そして、18年度予定いたしておりますのが2カ所でございます。

その2カ所のうちの1つ目には、法隆寺2丁目地内の五丁会館から東に延びております道路におきまして、白線が薄くなっているというので、道路の舗装補修工事後において路側帯の白線の引き直しをしたいというふうに考えております。2つ目には、法隆寺東1丁目地内の長谷川工務店前から西山駐車場までの東西に延びております道路におきましても、白線等が薄くなっておりますので、道路の舗装補修後におきまして路側帯の白線の引き直しでございます。

また、県への要望といたしまして1カ所ございまして、興留3丁目地内の県道天理斑鳩線の白線の引き直しと横断歩道の看板の設置でございます。これも県の方に今要請をしているところでございます。

したがって、全体的にお答えしますと、平成17年度点検箇所は26カ所ございました。そのうちの改良済みが、今日まで改良いたしましたのは11カ所でございます。

また、17年度中に、あと1月しかありませんけれども、施工予定しておりますのは3カ所ございます。そして、18年度以降予算予定しておりますのが8カ所でございます。残り4カ所につきましては、再度国及び県に対しまして要望をしまいたいというふうに考えております。

○議長（中西和夫君） 1番、嶋田議員。

○1番（嶋田善行君） 点検箇所26カ所中改良済みは11カ所、この3月末までの改良予定が3カ所、18年度予算において8カ所が改良予定であるとのお答えでしたが、26カ所中22カ所が改良及び改良のめどが立っているということで、子どもたちのためにはまことにありがたく思います。4月から新学期になり、新入生も入学してきます。18年度予算に入っている8カ所につきましては、速やかに実施していただき、あわせて国や県に要望をしていただいている4カ所につきましても、早く目に見える成果を切望いたしておきます。また、新年度におきましても通学路安全点検を実施していただきまして、その結果においても速やかに対処していただくよう、少なくとも町独自で行える箇所については、2年連続して点検することがないようにしていただきたいと思います。お願いしておきます。

次に、中学校の通学路に関してなんですけれども、中学校の下校時間はどのようになっているのか、お伺いします。

○議長（中西和夫君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 中学校の下校時間でございますが、通常午後3時から4時の間で下校いたします。中学校の場合、クラブ活動がございますので、ある日、あるいは月によって時間帯が異なってまいりますけれども、基本的には日没にて練習を終了して下校するというふうにしております。

それぞれの学校、斑鳩中学校と、あるいは南中学校とそれぞれ違いますけれども、南中学校では、4月から7月までは大体7時10分ごろをめどに下校をさせています。そして、8月から12月については5時前後、そして1月から3月には6時というような内容でございます。斑鳩中学校は、一番遅いので6時30分、5月から8月の間で6時30分というのが、今クラブ終了後の下校時間というふうになっております。

○議長（中西和夫君） 1番、嶋田議員。

○1番（嶋田善行君） クラブ活動によっては、日没にて練習を終了して下校ということですが、夏場はそのようなことはないと思われるんですが、冬場は暗くなった中下校す

る途中の生徒たちをよく見かけます。住宅地を帰る生徒さんは、防犯灯があれば保護者としましてはまだ少しは安心なんですけれども、街灯のないところを帰る生徒たちにつきましては、本人も怖いであろうし、保護者の方々も、子どもたちが家に帰り着くまで気が気でないと思いますし、またそのようにおっしゃっているPTAの方々も現にいらっしやいます。

私は、斑鳩中学校の通学路に関しましては、現在調査中なんですけど、斑鳩南中学校につきましては、稲葉車瀬や竜田川西側からの通学路に関し、目安北1丁目の踏切から三代川に至る道路、それぞれのその道路の入り口には防犯灯は1本ずつあるのですが、途中は全くない状態であります。ちなみに、昨日雨が降って真っ暗な中、それぞれの1本にも明かりはついておりませんでした。冬場は午後の5時前後から全くの暗闇になってしまうという状態であります。教育委員会としては、このような状態をどう思われますか。

○議長（中西和夫君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 防犯灯の設置につきましては、総務の方で鋭意努力をいただいているところでございます。

防犯灯につきましては、もちろんあるに越したことはないわけですが、今おっしゃっていただいている箇所につきましてでございますが、当初の通学路からあの新しい道が出来ましたので、そこを通学するようになったというふうになってきておりますこれにつきましては、今防犯灯はないという状況でございますが、地元農地の所有者、これらの道路につきましては農地の出し合いで作られた道路でございます、地元の農地の所有者の同意、あるいは水利組合とか、あるいは農家組合等の関係者の協力も必要でございますし、調整に若干時間がかかってくるのではないかなというふうに思っているところでございます。

議員おっしゃっておられますように、やっぱり安全と安心のまちづくりの趣旨にのっとりまして、出来るだけ早く地元関係者の協力が得られるように協議をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（中西和夫君） 1番、嶋田議員。

○1番（嶋田善行君） この場所につきましては、約20年ほど前にPTAの役員をしておられた方も、冬場だけつけるとの回答をもらっていたがまだついていないのと、1週間ほど前驚かれていました。通学路用の防犯灯としての機能を考えれば、夏場は7時ご

ろまではまだ薄明るいでありますし、余り点灯の必要はないのかなと思います。冬場は何も一晩中点灯し続けなくても、夕方4時半ごろから7時ぐらいまでの2～3時間の点灯で十分だと思います。また、作物への影響については、冬場は付近の農地には耕作物はない状態であります。また、これから以降耕作されることがあっても、2～3時間の点灯ですので、そんなにも影響は出ないのではないかなと思われま。地域で子どもを見守ろう、地域ぐるみで子どもを守ろうとよく言われます。近隣農地所有者の方々にはご納得していただけるように、十分協議をしていただきましてご協力願えるように努力していただきますようお願いいたします。また、付近住民の方々には、通学用防犯灯と説明していただければ、終夜点灯していないことにもご理解いただけるのではないかなと思います。ぜひとも、目に見える安心と安全を実現出来るように切にお願いいたします。これは蛇足なんですけれども、このような質問があったから下校時間を早めるといったようなことは決してなさらないように一言申し上げて、次の質問に入ります。

指定管理者制度についてですが、この制度は、平成15年に施行され、その目的は、多様化する住民ニーズにより効果的かつ効率的に対応するため、公の施設の管理に民間企業やその他の団体などのノウハウを幅広く活用し、住民サービスの向上を図ると共に経費の節減を図るとうたわれています。要は、簡単に言えば、サービスの向上とコストダウンの徹底ということだと思います。また、3年の経過措置内に、直営か指定管理者か2つに1つの選択をしなければならないということですが、斑鳩町は指定管理者制度を選択されたわけであり。これは、選択というよりも、財政再建健全化を目指し、職員数の見直しなどを考えておられる斑鳩町としては、直営という選択肢は全く考えられず、指定管理者制度以外にとるべき道がなかったのであろうと思われま。単独指定か公募による指定か、この3年間に調査研究されていたのかいさか疑問であります。そのことについて、以下質問させていただきます。

まず、対象となるいかるがホール、法隆寺iセンター、観光自動車駐車場の3施設における補助金、委託料、収益に関して、平成17年及び18年の予算をお示してください

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） ご質問のいかるがホール、法隆寺iセンター、観光自動車駐車場の3施設の管理委託団体の補助金等の収入についてでございます。平成17年、18年度の予算額をお答えさせていただきます。

まず、いかるがホールについてであります。現在、財団法人斑鳩町文化振興財団にそ

の管理を委託しております。平成17年度の予算額につきましては、補助金636万6000円、施設管理委託料9,866万9,000円、施設利用料金2,259万6,000円、目的外使用をしております喫茶店部分の使用料150万円となっております。平成18年度予算でございますが、補助金1,279万6,000円、施設管理委託料8,718万6,000円、施設利用料金2,272万2,000円、目的外使用をしております喫茶店部分の使用料150万円となっております。

次に、法隆寺iセンターについてであります。現在、斑鳩町観光協会にその管理を委託しております。平成17年度予算につきましては、補助金950万円、施設管理委託料1,417万5,000円、施設利用料金40万円、目的外使用をしております喫茶店部分の使用料84万円となっております。平成18年度予算につきましては、補助金855万円、施設管理委託料1,900万円、施設利用料金40万円、目的外使用をしております喫茶店部分の使用料は84万円となっております。

次に、観光自動車駐車場についてであります。現在、同じく斑鳩町観光協会にその管理を委託いたしております。その補助金であります。省略させていただきます。平成17年度は、駐車場管理委託料756万円、駐車場使用料2,190万円となっております。平成18年度予算につきましては、駐車場管理委託料860万円、駐車場使用料2,076万円となっております。

平成18年度における法隆寺iセンター及び観光自動車駐車場管理委託料につきましては、指定管理者の管理を予定いたしておりますことから、光熱水費等が新たに含まれた金額となっております。

以上でございます。

○議長（中西和夫君） 1番、嶋田議員。

○1番（嶋田善行君） いかるがホールにおいては、補助金、管理委託料合せて505万3,000円の減と、iセンターにおいてはトータルで387万5,000円の増、観光駐車場においてはトータル104万円の増ということになるわけですが、コストダウンを目標としているのに斑鳩町からの支出が増になるというのも変な感じなんですけれども、次にこの3施設を斑鳩町文化振興財団なり斑鳩町観光協会に管理者として指定してどのような運営を望んでおられるのか、お聞かせください。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） ご質問の指定管理者制度につきましては、公の施設の管理の

受託主体を法律上制限することとせず、民間事業者等の経営ノウハウを活用しながら適正な施設管理を確保し、住民サービスの質の向上及び経費の節減を図ることを目的としております。これは、質問者もおっしゃっているとおりでございます。本制度導入に伴い、従来の管理委託制度が廃止され、管理委託制度を導入している施設については、平成18年9月1日の経過措置期限までに、直営か指定管理者による管理かを選択しなければなりません。

本町におきましては、いかるがホール、法隆寺iセンター、観光自動車駐車場が管理委託制度を導入している施設でございます。本定例会にて、指定管理者の指定の議案を上程させていただいております。この3施設におきましては、本年度まで直営とせずに管理委託制度による外部委託を行ってきた経緯もありますことから、現行の形態を維持しながら指定管理者制度へ移行することとし、現委託団体をそのまま指定管理者の候補者として選定させていただいたところでございます。

これら3施設の今後の運営といたしましては、当面の間、現委託団体であります財団法人斑鳩町文化振興財団及び斑鳩町観光協会を指定管理者とすることを考えております。両団体とも、指定管理者の候補者として単独指定でありまして、また完全な民間出資の民間団体ではございませんが、施設の管理運営を行う上で、一定額の管理委託料の範囲内で、極力経費を抑え、また駐車場以外の2施設では、売り上げに当たる施設の利用料金を伸ばしていくという新たな経営の観点が生まれるものと期待しているところでございます。

○議長（中西和夫君） 1番、嶋田議員。

○1番（嶋田善行君） それでは、各団体、2つの団体から、事業計画書の提出を受けておられると思いますが、それによって最終的に指定と決定されたと思うのですが、今までの運営から平成18年度はどのように変わると思われますか。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 指定管理者制度を導入することによって、どのような変化があるかについてご質問でございますが、今回指定管理者の候補者といたしました財団法人斑鳩町文化振興財団、斑鳩町観光協会につきましては、各施設ごとに定める指定管理者業務水準書等に基づきました事業計画書及び管理運営費提案書を作成していただき、指定管理者選定等審査委員会においてその内容を十分審議し選定させていただいたものでございます。

両団体とも、事業計画書等の作成においては、一定額の管理委託料の枠内で、効率的かつ効果的な施設運営や各種事業の充実を図るために創意工夫をしていただき、また他の民間団体に負けない努力をしていただくようお願いしております。この事業計画書等を事前に提出し明文化することで、指定管理者の目指す目標を明確にし、その目標に向かってさらなるコスト削減や魅力ある事業展開を進めていくという意識を団体の全職員に持ってもらうことで、さらなる経営努力を行っていただけるものと考えております。

両団体において、今後これらの経営の視点を取り入れた新たな施設管理を継続し、また施設を所有する町自身も、常によりよい施設管理を両団体に要望していくことによって、両施設の提供するサービスが今後さらに向上していくのではないかと期待しているものでございます。

○議長（中西和夫君） 1番、嶋田議員。

○1番（嶋田善行君） 両団体の職員の方がそのような気持ちになっておられるのかどうかというのは、いささか懐疑的ではありますが、私が思うに、指定管理者制度というのは単純にシンプルに考えていけば、町の公の利権のオークションだと思っんですね。これくらいの住民サービスの水準を保ちながらこの公の施設の運営権利を幾らで買いますかということだと思っております、私自身は。いかるがホールやiセンターにつきましては、ある一面文化発信施設ということもあり、そのことを考えまして、ただ単純にすぐに収益を考えて民間委託にというわけにはいかないこともある程度理解出来ますが、観光駐車場を単独指定した理由をお聞かせください。

○議長（中西和夫君） 藤本都市建設部長。

○都市建設部長（藤本宗司君） 観光駐車場の管理運営につきまして、自動車で訪れる観光客などの利便性を図るための施設であることから、利用者の満足度を上げより多くの利用者を確保しようとすることや、利用者に対するサービスの向上は期待出来るということから、指定管理者制度を導入することとさせていただきます。

指定管理者を観光協会に単独指定するとした理由につきましても、同敷地内に斑鳩町観光協会を指定管理者とした斑鳩の里観光案内所（法隆寺iセンター）がございませう。観光協会は、観光客誘致関連事業などの多くの自主事業を展開していただいております。その斑鳩の里観光案内所の施設管理と連携した一体的な運営を期待出来るということから、単独指定をさせていただいたところでございませう。

○議長（中西和夫君） 1番、嶋田議員。

○1番（嶋田善行君） 観光駐車場の利用者へのサービスというのは、基本的には低料金だと思っんですけれども、その駐車料金の設定はどのように行い、近隣駐車場との関係はどのように考えておられますか。

○議長（中西和夫君） 藤本都市建設部長。

○都市建設部長（藤本宗司君） 料金設定についてのご質問でございますけれども、料金設定は、現行の料金を継続するという考え方をいたしております。指定管理者制度を導入することによって料金設定の変更をしていこうという考えはございません。このため観光自動車駐車場につきましては、利用料金制をとらず、従来からの使用料金でと考えております。指定管理者においては、運営努力による収益を上げるという利点はございませんけれども、シーズン中、またオフの利用率格差が激しい中で、目的外利用も考慮に入れて自主事業の斑鳩の里観光案内所と連携をとった効率的利用、収益増を指定管理者に期待をかけるというところでございます。

○議長（中西和夫君） 1番、嶋田議員。

○1番（嶋田善行君） 観光駐車場経営であるのに、経営努力というんですかね、運営努力による収益を上げることが目的ではないと言わんばかりのことですが、何か根本間違って認識しておられるのではないかと思います。

今回の指定管理者に関しては、組織的にも複雑で何かすっきりしない。いかるがホール、iセンターは、料金幅はフリーで駐車場は固定、何か町とのかかわりを強く残しているような感じがしますが、もっとすっきりとした形にならないのかとは思っています。

さきの質問で、駐車場の収益については、17年から見ると114万円の減で、管理委託料、町から払うお金は104万円の増となっておりますが、これは恐らく提出された事業計画書によっておっしゃった数字だと思うのですが、このような数字を見ても、まだ期待をかけておられるというのか、まあおられるんでしょうが、観光駐車場に関しては、公募も考えていくべきではないのでしょうか。

○議長（中西和夫君） 藤本都市建設部長。

○都市建設部長（藤本宗司君） 先ほどの観光協会を指定管理者とした理由の中でも申し上げておりましたけれども、同敷地内に斑鳩町観光協会を指定管理者とした斑鳩の里観光案内所がございます。このことから、法隆寺iセンターと連携した効率的な運営を行って利用度を上げるということが望むところでございます。このことから、公募とせず斑鳩町観光協会に単独指定をさせていただいているということでございますので、ご理

解をいただきたいと思います。

○議長（中西和夫君） 1番、嶋田議員。

○1番（嶋田善行君） 近隣の駐車場経営者は、一日中、車を自分のところの駐車場に入れようと手を振って頑張っておられるところがあります。その他、あの手この手で車を駐車してもらい、店舗の売り上げを伸ばそうと努力しておられます。それが民間活力というものではありませんか。今の答弁をお聞きしていると、最初に単独指定ありきのいかにも切迫感のない、財政健全化など無視した答弁に聞こえます。観光駐車場は、年間2,000万円以上の収益の上がる施設であり、料金体系やシーズンオフ等にはフリーマー、その他各種イベントを考えて、その収益を合せば2,500万かそれ以上のことが考えられます。それらを推論していけば、公募が可能な施設であるのではと私自身は考えています。新年度は無理だとしても、これからぜひとも検討していただきたいことを要望しておきます。

それと、いま1点、18年度観光駐車場のトイレを改修されるとのことですが、シーズン中に女性用トイレに列をつくって待っておられる光景をよく目にします。これは、何もこの駐車場に限ったことでなく、他の観光施設や大型の休憩所でもよく見かけられますが、今回の改修には、観光駐車場において、観光バスの出発時刻を余り気にしないでトイレを使用していただけるように、男性用と女性用のトイレスペースをせめて1対2ぐらいの割合でとっていただきたいと思います。そのことが、これは小さなことですが、旅行会社などの評価にもつながり、駐車台数の増にもつながってくる、結果収益の増につながってくるということ。そして、大きく言えば、何よりも人にやさしいそして安心、安全、また女性だけをいらいらさせないという意味から男女共同参画推進にもかかわってくるということを考慮に入れていただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 以上で、1番、嶋田議員の一般質問は終わりました。

これをもって本日の一般質問を終了いたします。明日も引き続き午前9時から一般質問をお受けいたしますので、定刻にご参集をお願いいたします。

本日は、これをもって散会いたします。どうもありがとうございました。

（午後2時21分 散会）